総務企画常任委員会

令和８年２月２０日（金曜日）午前１１時２４分開会

出席委員（８名）

委員長	小島耕一	副委員長	星　宏子
委員	赤塚茂昭	委員	矢島秀浩
委員	山形紀弘	委員	相馬　剛
委員	大野恭男	委員	齋藤寿一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

出席議会事務局職員

書記　石田篤志

議事日程

１．開　会

２．協議事項

⑴３月定例会における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について

⑵その他

３．その他

４．閉　会

開会　午前１１時２４分

◎開会及び開議の宣告

○小島委員長　どうも御苦労さまです。

３月議会始まりまして、ただいまから総務企画常任委員会を開会したいと思います。

今回はやっぱり予算の認否が大事な議会でありますので、よろしくお願いしたいですね。

進めたいと思います。

協議事項は次第のとおりであります。

委員各位におかれましては、円滑な進行への御協力をお願い申し上げまして、挨拶といたします。

――――――――――――◇――――――――――――

◎協議事項

○小島委員長　それでは、次第２の協議事項に入ります。

初めに、３月定例会議における委員会の運営についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局。

○石田書記　それでは、付託予定議案について、まず説明いたします。

資料のほうを送信いたします。

こちら、まず総務企画常任委員会に付託予定の議案についてです。

こちら、議案第４号、議案第10号、議案第11号、議案第27号の４件になります。

件名及び所管課につきましては、こちらに記載のとおりになります。

続きまして、予算常任委員会（第一分科会）において審査予定の案件になります。

議案第19号から議案第22号の４件になります。

こちら件名及び所管課のほうは、こちらに記載のとおりになります。

続きまして、日程になります。

別の資料のほうを送信いたします。

こちら日程案なんですけれども、まず３月５日木曜日、場所は３日間とも第１委員会、こちらになります。

３月５日木曜日、初日なんですが、企画部のほうからデジタル推進課、企画政策課、秘書課、続きまして、総務部の総務課、続きまして、財政課、契約検査課、こちらまでが１日目になります。

続きまして、３月６日金曜日です。

総務部の課税課、固定資産税課、収税課、危機管理課、西那須野支所、塩原支所、こちらまでが２日目になります。

最終日、３月９日月曜日なんですが、会計課、選挙管理委員会、最後に議会事務局というような流れで組ませていただきました。

続きまして、委員会における議員間討議のほうのテーマなんですけれども、こちらの委員会において何か討議したいテーマがあれば、事前に頭出ししておきたい議案等がありましたら、この後、皆様からちょっと提案していただければと思います。

もう一つ、所管事務調査についてなんですけれども、今定例会議中における所管事務調査につきまして、３日間、今回審査入っております。４日目も特別委員会のほうで審査が予定されておりまして、ちょっと事務局としてはなかなか所管事務調査のほうが厳しいかなと考えているところでございます。

こちらにつきましては、この後、こちらも協議していただければと思います。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○小島委員長　説明が終わりました。

それでは、順次、協議していただきたいと思います。

まず初めに、資料１で議会の常任委員会の日程がありましたけれども、この案のとおりでよろしいかをお伺いしたいと思います。

○星副委員長　これ２日目、３月６日金曜日なんですけれども、西那須野支所と塩原支所が最後のほうにいっているじゃないですか。ここってこっちに来なければいけない部署なんで、できれば金曜日の一番頭出しにするか、何時に終わるかって、午後一、かかりますよね、これね。２日目の６日って結構。どうなんだろう。

○齋藤委員　総務部の続きがあるから。

○星副委員長　ああ、そっか。総務部の続きがあるから難しいか。

○山形委員　危機管理の後なんで、消防とかの話になってくるかなと、私も同じことを思ったんですけれども。

○小島委員長　これまでやっていてそれほど問題になっていないんで、このままでよろしいかなと私は思っているんですけれども。

〔発言する人あり〕

○小島委員長　じゃ、事務局。

○石田書記　私の想定では、西那須野支所、塩原支所は間違いなく午後になると思いますので、午後から来てくださいということで、よろしいかなと思うんですが。

○星副委員長　分かりました。

○小島委員長　じゃ、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○小島委員長　このとおりということで。

じゃ、そのように進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　じゃ、続いて、議員間討議のテーマは、皆さん方のほうで何か面白いものがございましたら、出していただきたいと思います。よろしくお願いします。

ないですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　それほど難しい話はなくてよろしいということで、議員間討議についてはなしということで。

何かあったときに問題が出たときには、議員間討議、提案していただいて結構でございますので、今の時点ではないということで決めておきたいと思います。

じゃ、よろしくお願いします。

あと、所管事務調査についての確認でございますけれども、所管事務調査、なかなか今、事務局が言ったように厳しいということですけれども、どうしても見たいとか確認したいということがございましたら、御提案いただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないですか。

〔「日程的に、今回は」と言う人あり〕

○小島委員長　それでは、所管事務調査についてもなしということで、予算の審査に精力を果たすというようなことで、お願いしたいと思います。

それでは、ほかに質問、御意見はございませんか。

〔発言する人なし〕

○小島委員長　ないようであれば、３月定例会議における委員会の付託議案審査の運営については、次第案のとおり審査を行うことで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないようなので、付託議案の審査日程及び審査順は次第案のとおりといたしま

す。

次に、⑵その他についてを議題といたします。

協議事項が１つございますので、事務局から説明をお願いします。

○石田書記　それでは、委員会の中間報告書について、ちょっと御報告をさせていただきます。

こちら今、発信いたします。

こちら委員長のほうにも追加していただきまして、案のほうが完成いたしました。一応こちらで問題なければ、３月の議員全員協議会にてほかの委員会分も併せまして、小島委員長のほうから報告というような形になります。

もしお目通しいただきまして、修正点等ありましたら、３月９日、委員会の最終日の月曜日までに事務局宛てまでちょっと御連絡いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○小島委員長　今、説明がありましたけれども……

山形委員。

○山形委員　ちょっと読ませていただいて、初めにのところの４行目、ロシア・ウクライナ戦争となっているんですけれども、ロシアによるウクライナ侵攻があれなんじゃないかなと思ったんですけれども。ロシア・ウクライナ戦争って、言葉がちょっと違うのかなと思って。

その下の下へ行って、新型コロナウイルス感染症は収束し、経済活動は復活してきたというのは、これは回復という言葉が違うのかなと。ちょっと見たんですが。

右のほうの行政視察で、兵庫県神戸市とか書いてあって、道の駅さかえと書いてあるんで、ここは茨城県境町、道の駅と書いたほうが分かるのかなと思って。後ろには茨城県境町とちゃんと書いてあったと思うんで、さっきちょっと読ませていただいて、それだけだったんで、すみません。

○小島委員長　了解しました。

ロシアのウクライナ侵攻のほうがいいかもしんないね。

〔発言する人あり〕

○小島委員長　じゃ、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響という形と回復ということね。

それと、ここは普通は町の話し方で茨城県境町か。

〔発言する人あり〕

○山形委員　人によっては道の駅さかえの場所ってどこなんだろうなと。皆さん分かると思うんですけれども。

○小島委員長　でも、茨城県境町のほうがいいでしょうね。

じゃ、そういうことで修正しておいてくれますか。

そのほか、何か皆さん方から意見等がございましたら、お受けしておいて修正をしていきたいと思いますので。

〔発言する人なし〕

○小島委員長　９日までに何かありましたら、出していくということで進めたいと思います。ありがとうございました。

それでは、以上、中間報告書については終わりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○小島委員長　それで、皆様から何かございますか。

山形委員。

○山形委員　３日目、このボリューム見ると、会計課と選挙管理委員会と事務局で午前中終わると思うんですけれども、午後、中間報告とかで何かやるのかなと。何か予定あるのかなと思って。

○小島委員長　それでは、３日目の後半、どのような予定があるのか。それも含めて、事務局から説明のほうをお願いしたいと思います。

事務局。

○石田書記　（事務連絡。）

―――――――――――――◇―――――――――――――

◎閉会の宣告

○小島委員長　じゃ、以上をもちまして、総務企画常任委員会を閉会したいと思います。

お疲れさまでした。

閉会　午前１１時４７分

総務企画常任委員会及び予算常任委員会（第一分科会）

令和８年３月５日（木曜日）午前９時５７分開会

出席委員（８名）

委員長	小島耕一	副委員長	星　宏子
委員	赤塚茂昭	委員	矢島秀浩
委員	山形紀弘	委員	相馬　剛
委員	大野恭男	委員	齋藤寿一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

企画部長	相馬智子	企画政策課長	広瀬範道
企画政策課長補佐	佐々木玲男奈	企画政策係長	大島　彰
資産活用係長	鍋島弘史	資産活用係主査（係長級）	長濱展大
情報戦略係長	木沢宏美	移住促進センター副主幹	薄葉哲郎
デジタル推進課長	鈴木正宏	デジタル推進課長補佐兼デジタル政策係長	印南和也
デジタル政策係主査（係長級）	鈴木直人	システム管理係長	佐藤辰徳
秘書課長	田野恵子	秘書課長補佐	吉冨真樹子
総務部長	増渕　剛	総務課長	後藤明美
総務課長補佐	佐藤吉将	行政係長	三宅和幸
行政係主査（係長級）	蓮實憲太	人事給与係長	月江泰山
人事給与係主査（係長級）	白石恵一	財政課長	波多腰　治
財政課長補佐兼管財係長	押久保順子	財政係長	三浦和哉

契約検査課長	藤　川　正　勝	契約検査課長 補　佐　兼 検 査 係 長	鈴　木　美津治
契 約 係 長	国　井　　悟		

出席議会事務局職員

書　　記	石　田　篤　志

議事日程

１．開　会

２．委員長あいさつ

３．審査事項

〔企画部〕

・企画部長挨拶

〔デジタル推進課〕

予算常任委員会（第一分科会）

・議案第１９号　令和８年度那須塩原市一般会計予算

〔企画政策課〕

予算常任委員会（第一分科会）

・議案第１９号　令和８年度那須塩原市一般会計予算

〔秘書課〕

予算常任委員会（第一分科会）

・議案第１９号　令和８年度那須塩原市一般会計予算

〔総務部〕

・総務部長挨拶

〔総務課〕

・議案第１０号　那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について

・議案第１１号　那須塩原市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

予算常任委員会（第一分科会）

・議案第１９号　令和８年度那須塩原市一般会計予算

〔財政課〕

・議案第　４号　那須塩原市行政財産使用料条例の一部改正について

予算常任委員会（第一分科会）

・議案第１９号　令和８年度那須塩原市一般会計予算

〔契約検査課〕

予算常任委員会（第一分科会）

・議案第１９号　令和８年度那須塩原市一般会計予算

４．散　会

開会　午前　９時５７分

◎開会及び開議の宣告

○小島委員長　皆さん、おはようございます。

時間が早いんですけれども、皆さんおそろいですので始めたいと思います。

先週は代表質問も一般質問もお疲れさまでした。今週から常任委員会ということで、３月３日にはひな祭りということで、非常に日本ではいい日だったのかなと思っていますけれども、残念ながら、世界中を見ますとアメリカとイスラエルがイラン攻撃を始めまして、ホルムズ海峡を封鎖するような時代になってきているというようなことで、原油なども値段が急激に上がっているというようなことで、その日から日本の株も大分暴落が始まったというようなことで、かなり情勢が不安定かなと思っています。

そうはいっても、最終的に見れば、また落ち着く日も来るかと思いますので、来年度に向けてすばらしい予算の検討を始めながら進めたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。挨拶とさせていただきます。

ただいまから３月定例会議の総務企画常任委員会及び予算常任委員会（第一分科会）を開会いたします。

ただいまの出席委員は８名です。

委員の皆さんには、異議なしなどの意思表示をはっきりしていただくことと、明瞭な質疑をしていただくようお願いいたします。

審査の日程及び審査順は、お手元に配付の次第のとおりといたします。

今定例会におきまして、当常任委員会に付託された案件は、条例の改正案件３件、財産を支払い手段として使用することについての案件１件の計４件でございます。

予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は当初予算案件４件であります。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに円滑な進行に御協力をお願い申し上げます。

それでは、審査事項に入ります。

―――――――――――◇―――――――――――

◎企画部の審査

○小島委員長　これより企画部の審査に入ります。

初めに、企画部長から御挨拶をお願いいたします。

部長。

○相馬企画部長　（挨拶。）

○小島委員長　ありがとうございました。

―――――――――――◇―――――――――――

◎デジタル推進課の審査

○小島委員長　それでは、デジタル推進課の審査に入りたいと思います。

デジタル推進課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替えて審査を行います。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第１９号の説明、質疑、討論、採決

○小島委員長　それでは、議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○鈴木デジタル推進課長　（議案第19号について説

明。）

○小島委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

○山形委員　今あったんですけれども、50ページです。

人流データ取得システムについて、もう一度教えていただけますか。どういうメリットがあってということで、もう少し分かりやすく説明してください。

○小島委員長　補佐兼係長。

○印南デジタル推進課長補佐兼デジタル政策係長

日本の中で人流データを取り扱っている業者さんというのは、かなり数多くあります。その中で、プロポーザルでこの後、入札というか、落札をしていただくようにはなりますが、スマートフォンだとか携帯のアプリなどを登録している人、持っている人の情報が、逐一情報が企業の中で集約される。

例えばドコモの携帯を持っている人がいたとしたら、常にドコモの情報というのは、端末から発信されていて、それで、今どこにいるかというのを、常に監視という言い方はちょっと語弊があるかもしれないですが、居場所が分かる状態になっています。

そういった情報を利用して、例えば何月何日にイベントなどを行った際に、市の施設にどれぐらいの人が来たのか。来た人は市内の人なのか、もしくは市外の人なのか。もっと言うと、男性なのか女性なのかというところが、データで取れるようなものになります。

取る業者さんによってはというところが一つあるんですが、もう少しよくなると、例えばそこに来た人は、那須塩原駅から来たのかとか、はたまた、違うどこかバス路線を使って来たのかとか、そういった情報まで分かるということです。

先ほど言ったように、業者さんによっては過去５年分ぐらいの統計データが取れますので、例えば４月１日現在の那須塩原駅に降り立った人の人口の過去５年間みたいなのが、統計的に見られるということがありますので、そういった数字を我々としてはエビデンスにさせていただいて、例えば市の公共施設の今後の在り方を検討する際に、これだけお客さんが来ているから、今後もっとよくしていかなくてはいけないよねとか、例えばどこかの観光施設のトイレみたいな所には、あまりお客さんが入っている様子がないので、こういう所はやめていきましょうとかというようなエビデンスに活用していきたいなということです。

我々はそういったものを入札で提供させていただいて、市の各課の所属のそれぞれの人たちが、それを使って、自分たちの公共施設なりイベントごとなりをもっと活性化していくとか、はたまた先ほど言ったように、少し縮小していくとかというような考え方の下に、例えば令和９年度の予算編成とかに使っていただきたいということです。

今回、令和８年度の１年間ではありますが、来年の３月31日までの契約になる予定ではありますが、１年間の中で過去のそういった統計データも駆使しながら、エビデンスとして活用していって、今後も、公共事業とか施設の在り方の検討のエビデンスにしていただきたいということで採用するものでございます。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　十分分かりました。ありがとうございます。

スマートフォンでも、キャリアでａｕ、ドコモ、ソフトバンクとかあるんですけれども、その３社だけなのか。ほかに携帯でも業者さんもあるんですけれども、キャリア的にはその３つがほぼほぼ

なんですか。

○小島委員長　補佐兼係長。

○印南デジタル推進課長補佐兼デジタル政策係長

携帯のキャリアでいうと全てのキャリアで、どこもそういったものを取り扱っていますし、携帯の中のアプリ、例えばこの間、我々のほうに説明があったのは、トリマというアプリあるんです。

トリマというアプリをダウンロードすると、何か物を買ったりするときに、ポイントがどんどん加算されるみたいなそういうものがあるんですが、そういうアプリをダウンロードしている人の情報も、トリマというのを全国でダウンロードしている人が何万人とかいれば、その何万人の移動情報みたいなのが、やはり読み込めるというようなことで、携帯のキャリアのデータだけではなくて、アプリというもののデータと、今、キャリアだとドコモさんが一番需要が多いんですが、ドコモだと何万人とか何十万人とかという人数がありますが、例えば今言ったアプリですと、１万人しか全国でいないよとかというところで、そこら辺でデータのよしあしというのは差がつくところではあります。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　それは見られる人流の流れというのは、那須塩原市のみだけなんですか。それとも栃木県の人流のデータとか、全部見られるんですか。

○小島委員長　補佐兼係長。

○印南デジタル推進課長補佐兼デジタル政策係長

契約の仕方にもよるんですが、基本的には、まず今回は、那須塩原市内というところの人の流れを一応取りたいなというふうに思っています。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　その辺のデータのやり取りが、情報の漏えいなどもちょっと気にするところがあって、各課にそのデータを提供するということでやっていくんですけれども、個人情報みたいなのは、特段気にしなくてもよろしいんですか。

○小島委員長　補佐兼係長。

○印南デジタル推進課長補佐兼デジタル政策係長

影響というのは、我々のほうから何か数値的な資料を渡すというよりかは、クラウド上で、各担当課にアカウントを配付して、インターネット上でのぞきにいってもらって、例えば那須塩原駅というのを地図上で出して、那須塩原駅をエリアでくくると、ここに何月何日の何時から何時の間に、何人の人がいたみたいなデータを、逆にのぞきにいけるということなんです。

個人情報は、まず入っていません。男女別とかそういうのも個人情報だろうと言われれば、そうなんですが、固有名詞が出るようなそういった個人情報はなくて、人がその時間帯に何人いたとか、この人がどこに行ったという情報が、各課が見にいけるというようなシステムになります。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　男女別、年齢とか、あとは市内、市外、県在住とか、そういうふうなデータまでちゃんと取得できるんですか。

○小島委員長　補佐兼係長。

○印南デジタル推進課長補佐兼デジタル政策係長

おっしゃるとおりでございます。それが、ものによってはグラフ化されて可視化されるものもございます。

○小島委員長　そのほかいかがでしょうか。

星副委員長。

○星副委員長　同じところなんですが、多分これからプロポーザルをするということでの予算取りということで、今の説明だと、多分どういった情報が欲しくて、どういったキャリアのところで契約するかによって、金額に大きな差が出てくるのかなという説明だったかとは思うんですが、どのあ

たりの部分を想定なさっているのか。

上を見れば、多分際限なくもっと倍ぐらいの値段になるのではないかなと想像はできるんですけれども、グレード的な部分は、中間辺りでいいやなのか、それとも最低レベルでいいのかというところなんですが。

○小島委員長　補佐兼係長。

○印南デジタル推進課長補佐兼デジタル政策係長

人流データを取り扱っている業者さんがかなり日本にはあるという話を最初にさせていただきましたが、その中でキャリアを指定して、例えばドコモとかａｕとかという指定をしてプロポーザルをすることはできないので、例えば携帯電話の情報を活用してとかということをイメージして、プロポーザルをしているところでございます。

その中で、一番人数が多いドコモの携帯の人数というところを想定して、一応仕様書というか、そういったものを作り込んでいる中で、今、言った男女別とか市内、市外とか、そういったところを多分人流データの情報の中で、あれもこれも詰め込んで、一番ボリュームがあるようなレベル感のもので、一応プロポーザルにかける予定です。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

大野委員。

○大野委員　50ページのデジタル政策総合調整費（7001事業）のＤＸフェローというところなんですけれども、御活躍されているのは重々承知しております。

ちょっと説明してもらいたいんですが、今までの活動状況とか、今後どのようなことをこの方に期待していくのかというのをお伺いしたいと思います。

○小島委員長　課長。

○鈴木デジタル推進課長　委員も御存じのとおりで、岡田さんには長年フェローとして活躍いただいていまして、まず第一としては、今の通信環境というか、業務環境が今の状況になったのも、岡田の御助言があってのたまものかなと思っています。

直近では、アクションプランに戦略なりつくるときには当然関わって、有識者懇談会も含めてになりますが、お力添えいただいていますし、直近で具体的なほかの作業となりますと、今年度ですけれども、ＡＩなどの使い方について職員向けの研修をしていただいたりとか、その前ですとセキュリティの部分でのお話を、講話といいますか、研修をいただいたりということで、職員のスキルアップ、レベルアップというところでも、具体的にお力添えなどもいただいております。

昨年度も予算のときにお話をしたかもしれませんけれども、昨年度ですと、高校などにも出向いていただいて高校生向けの講話にお力添えをいただいたりという形で、当然、庁内のフェローなので、業務内容は市民サービスの向上ということもありますし、あとは、地域に入っていただいてというのもやっていただけるというのがありますので、内も外もというところでいろいろな形でお力添えをいただいております。

来年度以降につきましても、フェローという形でお力添えをいただきながら、さらに我々としても新たにセキュリティの強化を図っていかなければならないというフェーズに入ってきていますので、本当にそういう専門の力をお借りしながら、より安全で市民向けのサービスを継続的に提供できるような環境を維持し続けていきたいというところでも、引き続きお力をいただこうかなというふうには思っています。

○小島委員長　大野委員。

○大野委員　では、有益だということで分かりました。ありがとうございました。

続けてしまっても大丈夫ですか。

○小島委員長　大丈夫です。

大野委員。

○大野委員　同じところで、地域活性化起業人（派遣型）1,180万円とあるんですが、どのような内容で、どのような効果を期待しているのか、お伺いします。

○小島委員長　補佐兼係長。

○印南デジタル推進課長補佐兼デジタル政策係長

地域活性化起業人は、国の特別交付税の対象となるものでございまして、１名１年間雇用しますと、590万円を国から特別交付税として支給されますというものになりまして、２名分を予定してございます。

既に今年度１名の方が来ていただいていますが、今現在１名いる方はエンジニアの方で、パソコンでプログラミングができる方が来てございます。

その方が来ると、例えばシステムとシステムでデータを変換するのに、今まではこのシステムで打ち出したものを出力して、それを次のシステムに例えば人が手で入力し直してというようなことをやっていたものを、手で入力しなくて、システムの中で変換をして、違うシステムに読み込むというようなことに、データを置き換えてくれたりというようなことを、プログラミングもしていただいて、やれるということなので、今まで人の手でやっていた作業が、人の手はエンターキーを押すだけのワンクリックで、次の作業まで自動でやってくれるみたいな、そういうプログラミングを作ってくれるような人ということでお願いをして来ていただいています。これは、市役所の業務効率化というところが、主な目的になってこようかと思います。

これをまた来年度も、引き続きこういう方に来ていただきたいと。３月で終わってしまうものですから、４月以降もそういう方に来てもらって、人の手を介さないでも、業務が効率よく完了を目指したところに行けるような方をお願いしたいなというのが１名です。

もう１名は、既に市のほうでは、いろいろな情報がございます。ホームページなどを見ると、人口の統計データですとか様々なものがあります。それは、ただホームページ上で見たい人が見られる数字だけ羅列されたものになっていますが、それを例えば見える化してグラフにするとか、例えば人口と何か、農業というところのデータをクロス、混ぜることで、新たな発見があって、産業の役に立つというようなことがあるんではないかということで、まずデータの見える化ということと、それから、データ分析をしてもらうとか見える化してもらうことで、新たな取組ができるんではないかという、今度はそういう発想をしてくれる方、ＤＸを活用して新たな取組をしてくれるという方をもう１名希望していまして、この２名分の予算をこちらに計上させていただいております。

○小島委員長　大野委員。

○大野委員　では、この方たちというのは常勤なんですか。

○小島委員長　補佐兼係長。

○印南デジタル推進課長補佐兼デジタル政策係長

派遣型というのは、基本的に常勤を希望しておりますが、今現在、来ている方は、月の半分だけ那須塩原市のほうに勤務していただいている。

月の半分以上を市で勤務するということが条件で、派遣型ということのルールになってございますが、今後、調整する中で、基本的には１か月だったら、１か月フルで来てもらう方を希望していますが、なかなか相手との交渉に合わない場合には、半分以上というところを落としどころにして、検討してまいりたいなと思っています。

○小島委員長　そのほか。

星副委員長。

○星副委員長　同じ所なんですけれども、そうすると、今回入ってくださった方は１年契約で、次に来る方は、普通にいくと新たな方が来るということですよね。

プログラミングはかなり高度な技術だと思うんですが、コードの書き方によっては、人の癖があったりとか、そういったことも考えられるんではないかなと思うんですけれども、その辺の引継ぎだったり、人が変わることによってプログラミングの不具合が発生したりとか、そういったことは大丈夫なんですか。

○小島委員長　補佐兼係長。

○印南デジタル推進課長補佐兼デジタル政策係長

基本的には、企業さんでそういったエンジニアとして専門でやっている人に来ていただくことを想定していますので、癖が出ないというか、一般的にエンジニアさん同士であれば、誰もが理解できるようなプログラミングの中で、作業をしてもらう。

一度作ってしまえば、よほどのことがない限りは、そこはプログラミングが崩れることはないかと思っておりますので、何か修正ということが頻繁に起こるようなものではなくて、もう少しちゃんとしたものという言い方は変ですけれども、しっかりしたもので作っていただくということを想定してございます。

○小島委員長　星副委員長。

○星副委員長　そうすると、では、できれば常勤でというお話だったんですけれども、今度、この採用に決まった方に関しては、１年というよりかは、ずっと務めていただけるのであれば、その方に務めていただけるような感じで考えているということでよろしかったですか。

○小島委員長　補佐兼係長。

○印南デジタル推進課長補佐兼デジタル政策係長

この地域活性化起業人というような制度ですが、最大で３年間という縛りがありまして、あくまでも、市役所のほうに勤務していただきますが、身分は企業の身分なんです。福利厚生とか給料の支払いは、全て向こう。あくまでも我々は、企業との業務委託というような形になりますので、最大でも３年間ということになってございます。

○星副委員長　分かりました。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ほかに討議すべき点がないようですので、議員間討議と併せて質疑も終了したいと思いますが、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

デジタル推進課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩　午前１０時３１分

再開　午前１０時５６分

○小島委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

――――――――――――◇――――――――――――

◎企画政策課の審査

○小島委員長　ただいまから、企画政策課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

企画政策課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替えて審査を行います。

――――――――――――◇――――――――――――

◎議案第１９号の説明、質疑、討論、採決

○小島委員長　それでは、議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○広瀬企画政策課長　（議案第19号について説明。）

○小島委員長　ありがとうございました。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

大野委員。

○大野委員　42ページです。

資産活用推進事業費（2001事業）のその他委託料、廃校利活用提案者経営状況調査ということで、どこの場所を予定しているか、教えていただけますか。

○小島委員長　課長。

○広瀬企画政策課長　２か所を予定してございまして、１か所が大貫小学校、これは大貫保育園とセットとしてやってございます。もう一つが、西那須野の清掃センター跡地です。この２か所について、来年度、調査を入れて、公募をかけて、事業者のほうを決定していきたいということでございます。

○小島委員長　そのほかございませんか。どうぞ。

○相馬委員　今の件でいいですか。

西那須野の旧クリーンセンター跡地ですか。

○広瀬企画政策課長　そうです。

○相馬委員　あそこは浸水想定区域に入ってしまったと、前に聞いたことがあるんですけれども、その点、資産活用としてやるということなんですか。どういうふうな方法なんですか。

○小島委員長　課長。

○広瀬企画政策課長　おっしゃるとおり、浸水想定区域内に入っております。そういうことがございますので、ちょっと建物とかは難しいかなと。

さらには、浸水想定区域もそうなんですけれども、もともと清掃センターの跡地ということで、実はこれは違法なことではなくて、当時は当たり前のことなんですけれども、下にちょっと何が埋まっているか分からないということがあるんです。

というところで、あまりあそこを恒久的に使うのはなかなか難しいかなというところもございま

して、今回、条件をつけて公募をしようと思っています。

具体的には、構造物ではないもの。本当に範囲が狭まってきてしまうんですけれども、例えば太陽光発電とかで、しかも、中をなるべくほじらないような工法でやってもらうという条件付きで、公募をしようと考えてございます。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

齋藤委員。

○齋藤委員　48ページの地域共創事業の中で、先ほどの説明で、ａｍカレッジ企画運営事業とリモスキルーム企画運営事業とあったんですが、今年度の事業で、効果、成果があって、また来年度ということなんですが、どのような感じだったんでしょうか。

○小島委員長　課長。

○広瀬企画政策課長　まず、リモスキルームにつきましては、こちらは特に女性をターゲットにしまして、例えば移住旅行等、あるいは御家族でこちらに移住されてきた方で、旦那さんは仕事があるけれども、奥さんが実は仕事を辞めざるを得なかったとか、こちらで何か職を探すというときに、１つの選択肢としてテレワーカー、あるいはウェブデザインというふうなことができれば、仮にこちらに来ても仕事が得られるんではないかということを想定して、そんなところでプログラムをつくって、事業を実施しました。

当初15名程度で実施したいというところで、公募をかけたところ、やはり結構反響がございまして、15名を大きく上回る22名で実施をいたしました。

受講された方の感想なども非常に好評でございまして、実際にこの講座を受けた方が、仕事を取ることができたと、そういう結果につながっています。

来年実施するに当たって、より充実した形でやっていきたいということもあって、今回、スタートが若干遅れるということもあって、期間等は短くせざるを得なかったところがあったんですが、来年はスタートを早めて、もうちょっと長い期間を設けて、より充実した講座にしたいということで、今回応募するものも、期間を変更したというふうに御説明をしているところでございます。

○小島委員長　齋藤委員。

○齋藤委員　すごくいい効果があったということなんですが、昨年度の予算より、リモスキルームに関しては増額をしていくということでよろしいんですか。

○小島委員長　課長。

○広瀬企画政策課長　昨年度300万円で当初予算を計上して、令和８年度は350万円でいきたいというところで計上しています。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

星副委員長。

○星副委員長　同じ所なんですけれども、令和７年度の予算では、中高生未来探究事業とかテレワーカー養成講座という名前だったと思うんですが、それがａｍカレッジとかリモスキルームという名称だということでよろしかったですか。

○小島委員長　課長。

○広瀬企画政策課長　おっしゃるとおりでございまして、高校生の探究はａｍカレッジです。すごいネーミングにかける焦点が、名前が変わってしまっているんですけれども、ａｍカレッジと書いてアムカレッジで、これは「好きを、編む。」とかけているみたいなところはあるんです。

というところでやっていまして、内容は高校生、大学生が、今、言ったところに応募。この地域の地域課題を考えて、ビジネスプランを考えていただくというところで、この目的とすれば、高校生

のうちにこういうことを経験してもらうことによって、大学で東京とかどこかに行っても、この経験を生かし、また戻ってきてもらって、こちらで自分で起業できるとか、そういうところを狙ってやるというところです。

リモスキルームにつきましても、おっしゃるとおりで、これもネーミングがあるんですけれども、テレワーカー養成講座ということです。

○小島委員長　そのほかありますか。

相馬委員。

○相馬委員　47ページの17001事業のシティブランディングの所の先ほど説明があったＧＯＯＤ　ＬＩＦＥフェアというものなんですけれども、ビッグサイトで行うというのは、来場者というのは、どういう方々が想定されているんですか。一般の方なんですか、どういうイベントなのか。どういう方にどういうアピールができるのか。

○小島委員長　課長。

○広瀬企画政策課長　かなり広範囲にわたって参加者がございまして、ちょっとお待ちください。

分野が多岐にわたってございます。ＳＤＧｓ関係の事業者というところで、いろいろな環境に力を入れている事業者のブースというエリアもあったり、次に、住まいエリアとして大手のハウスメーカー、住宅メーカー、それから、インテリア家具といったメーカーが集まるエリアがあったり、健康・ビューティーエリアといって、コスメ、サプリメント、それこそ資生堂ではないですけれども、そういった関連企業も含めて、そういう企業が集まるエリアがあったり、地域の魅力エリアとしては、自治体がメインになりますけれども、観光ＰＲ、移住相談、それから、プロモーション、ふるさと納税、これらをアピールするために自治体が集まるエリア。雑貨・ファッションエリアとして、アパレル関係とかというふうに、いろいろな分野がエリアを設けて、大規模なイベントになっていまして、何回か継続してやられているイベントというふうに聞いております。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　そうすると、どのぐらい数の自治体が参加されていらっしゃるかというデータはあるんですか。

○小島委員長　係長。

○大島企画政策係長　正確な数字といいますと分からないんですけれども、ＧＯＯＤ　ＬＩＦＥフェアに関しては、10とかそういう程度なんですけれども、このほかにＳＤＧｓフェアというのもやっておりまして、そこでは全国の自治体が、いわゆるゲームの桃鉄を模したようなイベントもやったりということで、かなりの自治体が出ておりまして、ちょっと正確な自治体の数は把握していないですけれども、かなりの自治体の方が、ここのほうで出展をしているというような状況です。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　自治体の数が10前後というところで、もうエントリーは確定しているんですか。

○小島委員長　係長。

○大島企画政策係長　申込みは既に始まっておりまして、ブース出展でよいということでは、年度明けてからの支出になりますけれども、一旦申込みのほうはさせていただいているというところです。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

赤塚委員。

○赤塚委員　同じ項目の所なんですけれども、48ページの所に、アートスペースと賃借料の所にあるんですけれども、これはどこにあって、どういう目的なのか、お伺いします。

○小島委員長　係長。

○大島企画政策係長　アートスペースについては、ＡＲＴ369プロジェクトというようなプロジェク

トが、先日一般質問でもいただいたとおりかと思いますけれども。

その中で、黒磯駅周辺から板室街道をつなぐということで、黒磯駅周辺に当時空き店舗だった所を活用しまして、いろいろなアート作品を展示するということと、あと、アーティストさんがそこで実際に創作活動をするということで、場所でいうと黒磯駅前通りなんですけれども、そこの場所にアートスペースというのを用意しておりまして、当時、国の交付金を頂いて改修して、今、スペースとしていろいろな形で使っているというような場所になっています。

○小島委員長　よろしいですか。そのほか。

星副委員長。

○星副委員長　45ページなんですが、２款１項８目、44ページからの続きになるんですけれども、委託料で移住促進ウェブサイト制作及びプロモーション事業とありますが、去年、那須定住自立圏構想で動画を作成するための予算編成だったのかなと思うんですが、本年もまた同じような内容で計上しているんですけれども、この移住促進ウェブサイトというのは、毎年、動画を作成するものなんですか。

○小島委員長　副主幹。

○薄葉移住促進センター副主幹　今おっしゃられた動画制作に関しては、令和６年度以前に那須エリア合同で作成をしまして、プロモーションと併せて行ったことがあるんですが、今年度からは、ちょっと内容を変えまして、ウェブサイト、那須エリアのポータルサイトの構築をしまして、それとあわせて、プロモーションを一体的にやろうというのを、３年間の債務負担行為で、年度ごとに予算を取って展開しているというところです。

なので、今年度はウェブサイトの構築をメインにさせていただいて、実際に来年度以降は、そのポータルサイトの周知とあわせまして、例えば都内でのプロモーション、セミナーをやるとか、オンラインセミナーをやるとかという形で、今後、那須エリアとしてプロモーションを図っていくような事業となっております。

○小島委員長　そのほか。

山形委員。

○山形委員　同じ所なんですけれども、お試し移住体験ということが書いてあるんですが、どんなことで、どういう効果を期待しているか、教えていただけますか。

○小島委員長　副主幹。

○薄葉移住促進センター副主幹　お試し移住体験事業に関しましては、実際、那須塩原市は移住体験施設というのを持っていないという状況がございまして、新たに造るとなると、それなりに予算がかかったりとか、維持費がかかったりというのがありますんで、そうではなくて、例えば、現在既に移住者さんが運営しているゲストハウスなどがあったりしますんで、そういった所を活用することで、お試し移住も提供できますし、そのゲストハウスさんの収益につながるということで、そこの地域資源となるゲストハウスだったり、そういった所を活用したお試し移住体験を提供するというものになっております。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　分かりました。

その下にある使用料のカーシェアと、一番下にある補助金でカーシェア使用料というものも、これは何のカーシェアで、何の補助金なのかちょっと分からないんですが、教えていただけますか。

○小島委員長　副主幹。

○薄葉移住促進センター副主幹　ありがとうございます。

カーシェアに関しましては、先ほどお話しした

お試し移住体験を実際利用されている方がいらっしゃったとして、その方が、例えば電車、新幹線を使ってそこに来たというときに、実際そこの周辺は歩いたりして分かると思うんですが、市内全域を回るのには、なかなか交通の便もありますんで、カーシェアリングを活用して、要はレンタカーみたいなものなんですけれども、そちらのカーシェアで市内を周遊してもらうことで、移住後の生活のイメージを具体的に実感していただいたり、観光スポット以外の所を回っていただいて、関係人口だったり移住を促進するために、そういった補助をするというものを考えております。

○小島委員長　課長。

○広瀬企画政策課長　那須塩原駅前にカーシェアリングをやっている事業者がありまして、それを活用してやろうということです。

補助金で25万円ありますけれども、それをお試し移住体験できた方に負担させるのは忍びないので、ではそこの部分については市で補助をしましょうというふうなところでございます。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　これはどれぐらいの方が使用するかなというふうに予想は立てているんですか。

○小島委員長　課長。

○広瀬企画政策課長　正直、どれぐらいの方が利用するかというのは全く分からない、まだやったことがないので、ただ、レンタカーを借りるとか、今までは、職員が公用車を使って案内をしていたというのがありますけれども、そうではなくて自由にということになれば、一定程度の需要はあるのかなというふうに見込んでいます。ただ、どれぐらいあるかというのは、まだ本当に未知数です。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　上に戻って、すみません、那須塩原ファンクラブとは、もう結構長いことやっているんですけれども、改めて目的とどういう効果があるのか、教えていただけますか。

○小島委員長　係長。

○大島企画政策係長　ファンクラブについてということだと思うんですけれども、当時はシティプロモーションという中で、市民自身が市の魅力を発信するということで、ファンクラブのほうは立ち上がったというふうに聞いていますし、我々もそういう認識を持っておりました。

ただ、なかなかファンクラブの会員自体が伸び悩んでいたという状況もあったり、今は移住者を中心にファンクラブになっていただいているという現状がございまして、活動としては、市民向けというよりかは、移住者同士のコミュニティづくりであったり、今、そういったところにシフトをしておりまして、そういった役割を担わせたらどうかということで、試行錯誤をしているというような最中でございます。

国の施策でこれからになってくるんですけれども、ふるさと住民登録制度というような制度が、国のほうで、二地域居住であったり、いろいろな地域との関わりという中で、関係人口というのも重要視していくような取組もございますので、その辺の国の施策もうまくつかまえながら、ファンクラブのほうも、10年前はそれでよかったところだと思うんですけれども、今の時代になかなかというところもあるかと思いますんで、そこら辺はちょっとやり方を見直して、ファンクラブ自体は移住者、あとは、関係人口をつかまえるそういった仕組みについては、今、検討を重ねているというような状況でございます。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　恐らく平成29年か何かに、ファンクラブを創立したんですけれども、設置した当時と時代背景も違うということも考慮すると、やはりそ

の年その年によってファンクラブの目的とか内容とかも変わってくる。そして、予算を計上するという理解でよろしいですか。

○小島委員長　係長。

○大島企画政策係長　そのとおりで、我々も今までと同じように繰り返していってはと思っておりますので、市民向けのイベントというのはファンクラブではなるべくやらずに、移住者同士のというところと、そういうふうに役割を切り替えている途中というところで御理解いただければと。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　今、私は登録していて、メールが来るぐらいなんですけれども、ほかに予算をつけて、主だった活動内容がぱっと見えないというのは現状だと思うんですけれども、予算計上して、来年度はその辺りはしっかりやられていると。予算をつけて、活動内容がなかなか見えないんですけれども。

○小島委員長　係長。

○大島企画政策係長　今回の来年度の事業に関しては、やはり先ほど説明しているとおり、移住者同士の交流事業ということに、もうそちらだけということにしておりまして、ファンクラブ単体で、今まではファンクラブの交流イベントというのをやっていたんですけれども、移住者同士のつながりということで、移住者に対してコミュニティをつくるというようなイベントであったり、あとは、この業務の中には、地域おこし協力隊が来年度増えるという中で、そういった支援もすると、支援もいただくというような業務委託も一緒にして、移住者の方々が地域に溶け込むということを重点に置いて、事業のほうを展開していきたいということで、予算を計上させていただいたというものです。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　そうすると、来年度の予算はお幾らなんですか。

○小島委員長　課長。

○広瀬企画政策課長　ファンクラブ運営業務委託で246万4,000円となります。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　分かりました。

　その下に、今年度、移住ガイドブック作成というふうなことが書いてあるんで、どういうふうなガイドブックを作るのかというのと、誰に作ったガイドブックを配布するのか。その配布方法と、どういう方々をターゲットにしているのか、教えていただけますか。

○小島委員長　副主幹。

○薄葉移住促進センター副主幹　移住ガイドブックに関しましては、主なターゲットとしましては、東京圏の若年層や女性、子育て世代という移住・定住のターゲットとされる年代です。あわせて、そのデザインだったり、内容というのをリニューアルしたいと考えております。

　ただ、この内容が、やはりこの制度もそうですし、年々変わってくるものになりますんで、紙ベースでもちろん配っても、内容が変わってしまったりすると、最新の情報を提供できないということになりますので、それも編集可能なデータとして納品していただいて、ある程度細かい部分は、法令のほうで直して、最新の情報を提供するような形で、こちらを活用したいと考えているところです。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　発行部数はどれぐらいを予定されているんですか。

○小島委員長　副主幹。

○薄葉移住促進センター副主幹　一旦1,000部ぐらいを来年度は考えておりますが、今後また印刷、

製本で別途予算を取って、増刷というのも一応頭には入れています。

○小島委員長　よろしいですか。

そのほかいかがですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議のほうを終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

企画政策課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩　午前１１時３９分

再開　午前１１時５１分

○小島委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎秘書課の審査

○小島委員長　ただいまから、秘書課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

秘書課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替えて審査を行います。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第１９号の説明、質疑、討論、採決

○小島委員長　それでは、議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算を議題とします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○田野秘書課長　（議案第19号について説明。）

○小島委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

○山形委員　市政功労賞ということで、物価が高くなって、記念品が上がってきたとは分かりました。

来年度、対象となる人数はもう予定されているのか教えてください。

○小島委員長　課長。

○田野秘書課長　対象となる人数につきましては、100人程度を見込んでおります。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　以前は、場所が民間の施設で、去年は

恐らくいきいきふれあいセンターだったんですけれども、今年もそういった内容で、特段予算がかからない場所を借りるということでよろしいですか。

○小島委員長　課長。

○田野秘書課長　そのとおりでございます。いきいきふれあいセンターで予定をしております。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　記念品はどういったものを、毎年変わっているのか、どういった記念品を予定されて予算を計上されているのか、教えていただけますか。

○小島委員長　課長。

○田野秘書課長　那須塩原のブランド品のほうを記念品としております。そちらのブランド品の中身につきましては、那須野ヶ原のサーロインステーキが２枚入ったもの、那須の郡司豚のハンバーグが８個入ったもの、あと、チーズ工房のナチュラルチーズでございます。こちらなどが入っております。

○小島委員長　そのほかございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

秘書課の所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩　午前１１時５５分

再開　午後　零時５６分

○小島委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎総務部の審査

○小島委員長　これより総務部の審査に入ります。

初めに、総務部長から御挨拶をお願い申し上げます。

部長。

○増渕総務部長　（挨拶。）

○小島委員長　ありがとうございました。

―――――――――――◇―――――――――――

◎総務課の審査

○小島委員長　ただいまから総務課の審査に入りま

す。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

――――――――――――◇――――――――――――

◎議案第１０号の説明、質疑、討論、採決

○小島委員長　それでは、議案第10号　那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○後藤総務課長　（議案第10号について説明。）

○小島委員長　それでは、説明がございました。

皆様から質疑を許します。

山形委員。

○山形委員　一番最初に、第２種初任給調整手当というふうなことで、この条例が改正されると、対象となる人数というのは何名ぐらいいるんでしょうか。

○小島委員長　課長。

○後藤総務課長　この第２種初任給調整手当というのは、ほぼほぼ該当はないとは考えてはいるんですけれども、新たに採用となる職員のその初任給が県の最低賃金を下回るような場合に、その差額を手当として補填するということになりますので、最低賃金を下回るということはなかなか想定はないのかなとは考えておりますが、例えば会計年度任用職員ですとか、初任給が低い状態で最低賃金が急激にアップしたときに、給与改定が例えば間に合わないような場合を想定して規定するものなので、今時点で該当する職員はいないということになります。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　分かりました。

それをもう１個聞きたかったんですけれども、職員以外に会計年度任用職員も全てもう対象となるというふうなことでいいんですか。

○小島委員長　課長。

○後藤総務課長　会計年度任用職員も対象となります。

ちょっとここで、この後、御説明をさせていただこうと思っていたんですけれども、技能労務職員にも該当させなければならないということが、つい何日か前に分かった部分がありまして、実はこの条例案とは別に、追加でちょっと提出をさせていただく想定をしてございます。

その他のところで、ちょっとまた改めて御説明させていただければと考えております。申し訳ありません。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　では、２つ目の通勤手当のほうだと思うんですけれども、交通費。60㎞以上の、さっき、３万8,700円から最大で６万6,400円で、この引き上げる金額とか、そういったものは何か水準が、どこかのを参考にしてあるのか。そういったものを何か、他自治体とか、それとも、そういう自分のところで基準で算定したのか。その辺はどうなのか教えていただけますか。

○小島委員長　総務課長。

○後藤総務課長　金額の基準ですけれども、基本的には、国の基準には合わせてはおります。

ただ、国のほうの通勤手当が５㎞刻みの表なんですね。５㎞までとか６㎞から10㎞。そこを、那須塩原市、本市においては２㎞刻みになっていますので、完全にイコールではない。

ただ、国の人事院勧告を踏まえて、国の上げ幅とはある程度合わせているということになります。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　最後です。

さっきの駐車場代、それも国のものにのっとって同じようなことで条例改正になったのか、教えていただけますか。

○小島委員長　課長。

○後藤総務課長　おっしゃるとおりでございます。

○山形委員　分かりました。

○小島委員長　そのほか質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第10号　那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第１１号の説明、質疑、討論、採決

○小島委員長　次に、議案第11号　那須塩原市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○後藤総務課長　（議案第11号について説明。）

○小島委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

○山形委員　これも、改正によって対象になる人数というのはもう分かっているんですか。

○小島委員長　課長。

○後藤総務課長　実は、１名の方が対象となります。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　すみません、分からないことが、寒冷地手当というのはどれぐらいの中身ですか。もう一回教えていただけますか。手当は幾らもらえるのか。

○小島委員長　課長。

○後藤総務課長　寒冷地手当の金額としましては、世帯主か世帯主以外かで金額が分かれております。

扶養親族ありの世帯主の場合は１万9,800円。

〔「月に」と言う人あり〕

○後藤総務課長　月にです。

扶養親族なしの世帯主の場合が１万1,400円。世帯主の以外の方の場合は8,200円となります。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　その金額が、11月から３月の間に対象となる方が１人いらっしゃるということでよろしいですか。

○小島委員長　課長。

○後藤総務課長　はい、おっしゃるとおりでございます。

○山形委員　分かりました。

○小島委員長　そのほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第11号　那須塩原市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第11号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切り替えて審査を行います。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第１９号の説明、質疑、討論、採決

○小島委員長　それでは、議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○後藤総務課長　（議案第19号について説明。）

○小島委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「よろしいですか」と言う人あり〕

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　39ページの人事研修費1001事業の負担金、一番下、先ほど説明がありました、栃木県交流職員人件費負担金ということになりますが、650万円。これ、人数は１名ですか。

○小島委員長　課長。

○後藤総務課長　はい、１名でございます。

○相馬委員　どういう立場の方なんでしょうか。

○小島委員長　課長。

○後藤総務課長　まだ決定はしていないところですが、こちらの想定としては、若手の職員、主任クラスぐらいを想定はしているところでございます。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　主任クラスで650万円ということですか。

○小島委員長　課長。

○後藤総務課長　そうなります。

給与表でいいますと、県の給料表における３級27号、給料月額としましては29万4,400円を想定しまして、そこから手当ですとか共済負担金等を算出した合計額でございます。

○相馬委員　分かりました。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

相馬委員。

○相馬委員　続きまして、下の2001事業の人事給与システムの構築ということになりますが、債務負担行為で３年間ということになりますが、これを３年間委託する理由を伺います。

○小島委員長　課長。

○後藤総務課長　債務負担行為、給与支払等業務委託のことかと。

○相馬委員　ああ、これ、違うんだ。

人事給与システムとこの給与支払は違うということですね。

〔「そうですね」と言う人あり〕

○相馬委員　1,200万円掛ける３だから、同じくらいかと。

分かりました。

そうすると、これはどれだ。人事給与システムじゃないのか。

これ、その他委託料は、じゃ、これは今年のみということですね。令和８年度のみという。

○小島委員長　課長。

○後藤総務課長　人事給与システム構築に関しましては、現在使っているシステムのクラウド化に伴う予算措置となりまして、令和８年度分、単年度となります。

ただ、実は、令和７年度の当初予算にもこちらの費用は計上してございまして、令和７年度、クラウド化をちょっと１年先延ばしといいますか、時期を見直したことによって、令和７年度は同額220万円予算措置があったんですが、そこは未執行という形で、令和８年度に切り替えたいということで、再度予算に計上している形となります。

○相馬委員　分かりました。

そうすると、先ほどの債務負担行為の給与支払業務委託というのは、まずは、どういうものなんですか。

○小島委員長　課長。

○後藤総務課長　給与支払い等業務委託、令和５年11月から３年間ということで、現在も委託契約期間中ではございます。

こちらは、給与の支払いを、それまでは職員が直営で行って、全て直営でやっていたところなんですが、やはり制度改正等が頻繁にありまして、かなり複雑な事務となっていて、職員が人事異動を繰り返しながら正確に迅速に給与支払いを行うというのがなかなか難しいというところを感じたことから、専門の知識を有する事業者に委託をしまして、そちらの職員に、業務を今、外出しというよりも、そちらの企業さんから総務課のほうに３人くらい来ていただいて、年末調整ですとか、給与の支払いですとかいろいろな手続関係、調査関係ですとか、そういったものをやっていただいるという、そういった内容になっています。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　業者は、どういった業者になるんですか。

○小島委員長　課長。

○後藤総務課長　現在委託している事業者さんは、株式会社ＴＭＣ経営支援センターさんです。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　３年で3,600万円ということで、先ほど、年間1,200万円ぐらいということになるんですが、これが、それでもやっぱり職員がやるよりは経費の削減にはなるという案件なんでしょうか。

○小島委員長　課長。

○後藤総務課長　費用対効果ということだと思うんですけれども、まず、あってはならないんですけれども、給与支払いのミスは大幅に減少しました。

それから、職員の残業時間が本当にかなり大幅に少なくなったというところからしまして、委託の効果は非常に大きいと考えております。

○相馬委員　了解しました。

○小島委員長　そのほかございませんか。

星副委員長。

○星副委員長　同じところなんですけれども、その下のところに、職員ストレスチェックもあるんですが、これは毎年計上されているものではあるんですけれども、ここは例年どおりというか、ストレスチェックを受ける人が多くなっているのか、それとも、メンタルヘルスの部分になってくるのかなと思うんですけれども、どのような。

要は、推定人数ですね、そこの詳細を教えてください。

○小島委員長　主査。

○白石主査（係長級）　お答えします。

ストレスチェックなんですけれども、那須塩原市職員、全職員がチェックの対象になっていまして、法定の義務がありまして、ストレスチェックの業務委託を発注するものです。

人数としましては、およそになってしまうんですけれども、およそ800人前後の人数がいまして、事業所としましては、実施する義務はあるんですけれども、受ける人は強制ではないというふうな形になりますので、年度によってちょっと多少の差は出てくるんですけれども。

ですので、800人前後で受診者は推移しているというふうな形になります。

○星副委員長　分かりました。ありがとうございました。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

大野委員。

○大野委員　すみません、議案質疑でもあったんですけれども、47ページの野岩鉄道支援事業費14001事業の補助金なんですけれども、ここを見直していくようなお話、さっきありましたけれども、この補助金を出すことによって、那須塩原市のメリットというのは何かあるんですか。

○小島委員長　課長。

○後藤総務課長　補助金を出すことで、直接的なメリットとはなかなか見えてこないかなと感じております。

なので、それを廃止に向けて協議をしているところではございます。

一番初めは、合併前の旧塩原町が尾頭トンネルの開通を機に、観光誘客というところに期待を寄せて出資をしたというところが発端とはなります。

最初から補助金支出が話としてあったわけではなくて、その後の経営悪化によりまして、平成11年頃から補助金の支出が始まったと。

もちろん、黒字になれば、補助金自体はもしかするとなくなるかもしれないんですけれども、なかなか黒字化が難しい。

それから、施設整備もどんどん古くなっていくというところがありまして、野岩鉄道を利用して塩原温泉にいらっしゃる方というのは、一定数はいるとは認識はしておりますが、市としてこれだけの金額を補助金として支出するのはどうなのかなというところがありまして、廃止に向けて動いています。

○小島委員長　大野委員。

○大野委員　分かりました。

今、特にこの安全性向上なんていうのは、老朽化してくればしてくるほど、多分、負担割合が多く、負担割合というか金額が増えていくんだと思うんですけれども。

そして、本当に多分、10年ぐらい前からずっとこの件については言っていたかと思うんですけれども。

廃止に向けて話合いしていただければというふうに思います。

以上です。

○小島委員長　そのほかございませんか。

相馬委員。

○相馬委員　54ページの本庁文書管理費3001事業についてですが、通信運搬費の1,400万円というのは、郵送料というふうになりますが、文書管理費で郵送料が1,400万円というと、どういうことで生じるんでしょうか。

○小島委員長　課長。

○後藤総務課長　この郵送料は郵便料金ですけれども、本庁舎の分の郵便物を総務課で一括して発送しておりますので、その本庁舎分の郵送料ということになります。

○相馬委員　全ての課の郵便物は、全部ここで一括で見ているということだということですね。

○小島委員長　課長。

○後藤総務課長　基本的には総務課予算で対応になりますが、一定規模の、例えば納税通知書とか、数がまとまっているものについては、各課の予算対応という一定のルールがありまして、毎日の普通の郵便物は、総務課で取りまとめて発送をしております。

〔「なるほど」と言う人あり〕

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　これはそうすると、あれですかね、こういうふうにすると、多少郵便料、手数料が安くなるとか、そういうことはあるんですかね。

○小島委員長　係長。

○三宅行政係長　市内特別、郵便区内特別、100通集まると、この程度まとまると割引と言われますので、それに合わせて、各課で数少ないものも、総務課がまとめることによって割引を受けられるというものとなります。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　これ今、本庁文書管理費で計上するというのは、項目としてはここなんですか。ほかにないということですか。

○小島委員長　課長。

○後藤総務課長　ほかに、そうですね、該当する事業がないのかなというところで、こちらに計上をしております。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　続いて、行政文書電子化準備というふうになっておりますが、これ、何で行政文書の電子化の準備費用を見ていらっしゃるんですかね。

○小島委員長　係長。

○三宅行政係長　発端としましては、新庁舎の建設になるんですが、新しい庁舎の文書保管量のキャパが、おおむね大体今の庁舎の半分ぐらいしかないと。そこに収めるために、単純に言うと、今の文書は半分何かしらもう置いていかなければならない。

中には捨てられるものもあるので、そこを精査して捨てましょうというのが第一なんですけれども、長期に保管しなければいけない文書が多量にあるんですね。それを電子化することによって、今、捨てられる、法律も大分変ってきたところもありまして、そういったものを１つ１つ見て精査をしましょうというのを、今準備を進めているところです。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　この行政文書の電子化は、大分前からやっているんですけれども、まだまだどのぐらい、あと、何というんですか、年数というのか日数というのか。どのくらいの規模で必要なのかとかというのは、ある程度目安は出ているんですか。

○小島委員長　係長。

○三宅行政係長　その目安を出すための委託業務というところも一つあるんですが、今までの電子化の作業自体が、例えばですけれども、会計年度さんが１枚１枚、コピー機にスキャナーをかざして、

何年もかけてやっと、例えばですけれども、この壁一列の文書をやっと何年かで終わらせるみたいなペースでした。

今ちょっと、我々が頼りにしている業者は、もう本当にこの部屋の半分ぐらいの機械にバインダーを置くと、機械がバインダーをめくって、紙を１枚取ってスキャンして戻してというのを、全て機械がやってくれるという、日本で今そこしか扱っていないその事業がある。

そこに、頼むことによって物すごいスピード化ができるというのと、そこがいろんな、全国のいろんな自治体をサポートしている中で、これは電子化するまでもなく捨てていいというような知見を持っているので、そういったサポートを受けながら、あらゆる文書を精査して、捨てるものと電子化するものというのを厳選していきたいというのが今回の理由です。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　ちなみに、この全体の1,120万3,000円のうち、今の委託業者には、予算はどのくらい見ているんですか。

○小島委員長　係長。

○三宅行政係長　今年度の業務としては350万円。

○相馬委員　分かりました。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

山形委員。

○山形委員　37ページの法制執務費の、ちょっと何か違和感あるんですけれども、その他負担金で行政不服審査交流会。これ何か、見ただけで8,000円という金額は少ないんですけれども、なぜこれ負担しなければならないんですかね。

変な交流会ですね。何で交流しなければならない。

○小島委員長　課長。

○後藤総務課長　行政不服審査交流会の負担金でよろしかったですね。

○山形委員　不服ありません。

○後藤総務課長　こちら内容は、行政不服審査、審査請求なんかが、那須塩原市、昨年度からちょっと増えている現状がございまして、そういったことに携わる、例えば行政不服審査員ですとか、審理員ですとか、事務局の職員が、それぞれの事案なんかの意見交換をするような場でして、その交流会にぜひ参加させていただきたいと考えまして、その参加者負担金8,000円ということでございます。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　分かりました。

真ん中にある旅費で、費用弁償で、昨年度に比べて金額が上がっているんですね。去年が少ないですけれども５万8,000円、今年は12万4,000円ということで、費用弁償が今回増額になった理由を教えてください。

○小島委員長　課長。

○後藤総務課長　昨年度は、例年といいますか、行政不服審査会と個人情報の情報公開・個人情報保護審査会の予算をそれぞれ年度内に１回の開催を見込んで、委員報酬もそうなんですけれども、費用弁償の旅費というところで、１回の、それぞれ１回分を見込んでいたんですが、ちょっと先ほど出ましたとおり、令和６年度から審査請求がちょっと増えてきている、開催回数が増えてきたというところで２回分ずつ、ちょっと回数を増やして予算を計上させていただいたところです。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　その増えている要因というのは、どういうふうなことで。把握はできているか。

○小島委員長　係長。

○三宅行政係長　正直分からないというのが、正直なところなんですが、制度が若干ちょっと変わり

まして、例えば、行政処分の許可とか不許可とか出したときに、こういう申立てができますよというのをきちんと明記しなければいけないというのが記された。

だから、それを出すことによって、それを読んだ人は、ああ、審査請求できるんだというのが当然認識されるような状況になりましたので、そういったものもまた影響としてはあるのかなと思います。

○山形委員　分かりました。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

〔発言する人なし〕

○小島委員長　それでは、質疑の途中ですけれども、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。ないですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩　午後　１時４６分

再開　午後　２時０６分

○小島委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎財政課の審査

○小島委員長　ただいまから財政課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第４号の説明、質疑、討論、採決

○小島委員長　それでは、議案第４号　那須塩原市行政財産使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○波多腰財政課長　（議案第４号について説明。）

○小島委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

○山形委員　文言の訂正だけで、特段、使用料の金額がどうだこうだと、整備に対する影響はほぼほぼないという理解でよろしいんですか。

○小島委員長　課長。

○波多腰財政課長　おっしゃるとおりです。

○山形委員　分かりました。

○小島委員長　ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第４号　那須塩原市行政財産使用料条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第４号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第１９号の説明、質疑、討論、採決

○小島委員長　それでは、議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○波多腰財政課長　（議案第19号について説明。）

○小島委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

星副委員長。

○星副委員長　55ページの、ちょっともう一度教えていただきたいんですが、本庁公用車集中管理費5001事業で、借上料のバスなんですが、これ、運行終了ということは、マイクロバス売りましたよね。あれをずっと、市では貸し出さなくなりますよということになるんですか。

○小島委員長　課長。

○波多腰財政課長　結論から申し上げますと、そうなんですけれども、実は、中型のバスが２台ありまして、それ以外にマイクロバスがありまして、市有バスとしては全部でその３台で運行しておりました。

今年度の当初から、このマイクロバスにつきましては、運転手さんの減員、退職されてということがありまして、マイクロバスにつきましては、今年度はバス会社に運転業務だけを委託するという手法で、今年度１年間をやらせていただきました。

そのあたり、当然、マイクロバスの稼働が必要なとき、要は、中型バス２台と、マイクロバス３台動かさなければいけないときのみ、その運転の代行というか、運転業務の委託をするという契約をしていたんですが、今年度１年間やってみて、やはり事業者さんとしては、なかなかやはり難しいというところが、そのときだけ入るというのが

なかなか難しいと。

できれば、運転手さんだけが来ていただけるので、できれば自分のところで持っているバスで貸出しをする方法のほうが日程調整がしやすいというところがございまして、そういうこともございまして、市で持っているマイクロバスの運行はやめまして、マイクロバスが必要な場合は、バスごと借上げをするという手法に代えさせていただきました。

○星副委員長　分かりました。

○小島委員長　矢島委員。

○矢島委員　すみません、同じく5001事業のところなんですけれども、先ほどのお話に出ました公用車メンテナンスサービスの上、修繕料の車両点検整備というのがあるんですけれども、これは、似たようなものというか、そういう契約期間に入らないものの整備費とかに当たるのか、それとも、どんなことなのかということでお伺いしたいと思います。

○小島委員長　補佐兼係長。

○押久保課長補佐兼管財係長　おっしゃるとおり、メンテナンスサービスのほうが令和８年10月から導入予定ですので、４月から９月までの分は、これまでどおり市のほうから直接支払うということで、そちらの費用を計上しております。

○小島委員長　矢島委員。

○矢島委員　ちなみに、これは何台ぐらいメンテナンスサービスは該当するようになるんでしょうか。

○小島委員長　課長。

○波多腰財政課長　今のところ想定しておりますのが、全部で141台をメンテナンスサービスの委託の対象車両とする予定でございます。

○小島委員長　赤塚委員。

○赤塚委員　41ページの２款１項６目使用料及びのところの使用料なんですが、去年の予算案だと予算案よりも３倍近く上がっている理由をお伺いします。

○小島委員長　課長。

○波多腰財政課長　このインターネット公有財産売却システムのところかと思うんですが、こちら、先ほどお話に出ましたマイクロバスの売払いと、あと、宮町の土地のほうの売却も含めてなんですが、インターネットの公有財産売却システムというのを活用しまして、入札というか、をするんですけれども、その際に係る使用料ということで、金額に応じてそれの何％ということでの金額になっていますので。

実は今年度は、公用車のランドクルーザーをやはりこのインターネット公有財産売却システムを活用しまして売払いをしたので、令和７年に関しましてはその何％という金額だったんですが、来年度に関しましては、先ほどのマイクロバスと土地の売却の分を見込んでおりますので、増えているということになります。

○小島委員長　赤塚委員。

○赤塚委員　何％、ちなみに。

○小島委員長　補佐兼係長。

○押久保課長補佐兼管財係長　車につきましては、落札価格の９％がシステムの使用料として払うものになります。

○小島委員長　赤塚委員。

○赤塚委員　土地の場合は何％になりますか。

○小島委員長　補佐兼係長。

○押久保課長補佐兼管財係長　土地の場合は５％になります。

○小島委員長　よろしいですか。

相馬委員。

○相馬委員　よろしいですか。

先ほどの債務負担行為の公用車メンテナンスサービスで140台ぐらいということだったんですが、

これは、これまでは140台をいろんな自動車屋さんに車検なり整備なりを別々にお願いしていたんだろうと思うんです。

これを一括で、しかも３年間、令和８年から令和11年まで３年間を、8,000万円を１つの業者に委託して、ほかの市内の自動車会社から不満とか出ないんでしょうかね。

○小島委員長　課長。

○波多腰財政課長　この委託につきましては、車検の手配といった部分を委託するところで、実際の整備工場につきましては、市内の事業者を使っていただくような形で委託業者を決める考えでおります。

ですので、１か所の整備工場に委託するということではなくて、いわゆる、車両のスケジュール管理をしていただく部分です。車検が近づいてきたら、整備工場と担当課のほうに連絡を取って日程調整をしたりとか。あと、先ほどお話ししたとおり、冬タイヤへの交換とかというところも、そういったスケジュール管理と言ったほうがいいんですかね。そういったものを主に委託する。

なおかつ、この金額の中には、車検でかかる重量税とか、もろもろの手数料についても入っている形になっているという金額になってございます。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　だから、その業務を１者に３年間全部渡してしまうというのは、市内の自動車会社さんからいろいろ不満は出ないんでしょうかねという。その整備工場は分かりますけれども、要は、ピンはね業者になる、まあ、この言い方はまずいですけれども。

そういう手数料商売になってくることになってくるんでしょうけれども。

結局、その車検代は実際には幾らかかるかは、車両によって変わってくるわけじゃないですか。その差額が出るにもかかわらず、この請け負った、３年間で8,400万円で請け負った業者は、そういった１個１個のプラスマイナスとか、そういったものについて、自分のところで、自分の業者が、自分のところでそれを飲み込むのか、いや、出ましたから、市にこれだけ請求しますよというふうになるのか。

なおかつ、極端なことを言うと、もうこれ以上、市は出せんから、後は下請の業者が泣いてくださいよという話になるのか。

その辺のところは、どういうふうな想定をして、これを一括、このサービスの業務委託を。まあ、委託契約の内容にもよるんだろうと思うんですけれども、その辺は、何というんですかね、よその自治体でやっているこういった事例があって、こういう方法を取るのか、その辺をちょっと。

恐らく、場合によっては、市内に、恐らく那須塩原市内に一番多い業者は自動車屋さんなので、相当なあれが出るんじゃないかなと思ったりするんですけれども、どうなんでしょうか。

○小島委員長　課長。

○波多腰財政課長　先ほどの繰り返しにはなってしまうかもしれないんですが、実際に、今までは各課、財政課で集中管理している部分は財政課に予算がついていて、各課で管理している車両については各課に予算がついていて、それぞれで自動車整備工場とやり取りをして、車検が終われば、車検にかかった費用を払っているというようなことを今まではやっておりました。

基本的には、その部分を一括集約して、その業務自体を丸ごと委託をするという想定ですので、新たに、何というんですか、ピンはねするというよりは、当然、車検にかかって、今回その141台の当然リストがあって、この車両に関しては、年間どのぐらいかかっていましたよというのも当然

調べて、それを積み上げた金額プラス、あとは、現実的には整備工場とのやり取りとか、あと、先ほどお話したタイヤの交換等もありますけれども、そういった手間賃みたいな部分には人件費の部分ですね。市の職員の人件費の部分も合わせて計算すると、およそ同じぐらい、今回のこの8,400万円というのはおよそ同じぐらいであるというところを確認をさせていただいていますので、それによって、どこか費用がもっとかかってしまっているんではないかとか、そういったことはないというのは確認をした上での委託を考えているというところです。

整備工場の選定は、先ほどお話ししましたとおり、今回、委託の業者を選定する上で、整備工場については市内の事業者を使うというのは条件に当然出させていただくんですが、ただ、今まで、例えば、ある公用車についてはこの整備工場に入っていたというところが、そのまま今回、今回のこのメンテナンスの委託をすることによって、同じ事業者になるかどうかまではちょっと確約はできないというところはございますが、基本的には、141台ありますので、同じ整備工場に固まってお願いするというようなことは、基本的にはあり得ないのかなという想定はしております。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　ということは、市内のそういった整備工場等に影響は、それによって出る可能性はないというふうに理解していいんでしょうか。

○小島委員長　課長。

○波多腰財政課長　先ほどもお話ししましたとおり、ある整備工場でやっていたこの車両が、もしかしたら、別の整備工場になるという部分においては、そこだけ切り取れば、その事業者さんにとってはマイナスになる部分はあるかもしれないんですが、全体に見れば、全て市内の事業者さんを使っていただくというところにおいては、影響は少ないのかなというふうに考えております。

○相馬委員　分かりました。

いいですか。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　すみません、ちょっと、１款市税から。

歳入の１款市税からいきたいと思いますが、まず、個人市民税の滞納繰越分が昨年度よりも200万円ぐらい多く見込んでいられるようなんですが、この昨年よりも200万円多く見込む要因というか、算出した根拠を伺えればと思うんですが。

昨年というか、今年度、令和７年度。

○小島委員長　課長。

○波多腰財政課長　こちらは、税のほうにつきましては、すみません、財政課所管分にはならないで……

○相馬委員　収税課か。

○波多腰財政課長　収税課の所管となりますので、すみません。

○相馬委員　分かりました。

そうすると……

〔「２款以降ですね」と言う人あり〕

○相馬委員　２款以降ですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員　森林環境譲与税が4,500万円というふうに見込んでおられますが、昨年よりも恐らく多いと思うんですが、これ、森林環境譲与税が多くなる見込みとする要因は何なんでしょうか。

○小島委員長　係長。

○三浦財政係長　こちらは、予算の積み上げに対しましては、こちらは令和７年度の交付税のほうにも関係してきて、今年度の中では4,600万円という金額で、すみません、予算は4,300万円だったんですけれども、実績としては4,600万円ある、見込まれるというところで、国のほうでは令和７

年度の実績から勘案すると約3.3％、見込みというのを示していただいたので、令和７年度の実績4,600万円にその率を減額、計算上、減額をしてみますと4,500万円になったというところで計上させていただいたものでございます。

結果としてまして、令和７年度当初に比べると、増額140万円ぐらいとなったというところでございます。

以上です。

○相馬委員　分かりました。

それから、歳入、ゴルフ場……

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　ごめんなさい。

８款は駄目なんでしたか。

〔「８款は大丈夫です」と言う人あり〕

○相馬委員　８款のゴルフ場利用税交付金が昨年度よりも増額を見込む理由は何なんですかね。ゴルフの、これ税率が上がったりなんかするんですかね。

○小島委員長　係長。

○三浦財政係長　ゴルフ場利用税につきましては、利用者数によって配分されるというものでございます。

こちらにつきましても、令和７年度当初は4,000万円で見込ませていただいたんですけれども、今年度4,200万円見込ませていただいたのは、すみません、この4,000万円ではなくて、今年度の決算見込みが約4,080万円というところで、また、こちらは総務省のほうで2.8％伸びるというのを示していただいておりますので、そちらの計算で4,200万円と積み上げさせていただきました。

○相馬委員　分かりました。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　すみません、最後に、10款の地方特例交付金、先ほど、恐らくこれ新規の交付金になるんだと思うんですけれども、地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金と、それから、軽自動車の特別補塡金なんですが、実際には、8,000万円あったものが、違うか。

この交付金の額、1,700万円と、6,400万円で、実際にこの交付の金額を弾き出した、何というんですかね、算出した根拠は、どういう根拠でこの1,700万円と6,400万円になっているんですか。

○小島委員長　係長。

○三浦財政係長　まず、この２つの交付金につきましては、両方ともベースは令和７年度決算の見込みを使わせていただいております。

地方揮発油譲与税のほうは約１億500万円ほど見込まれると、令和７年度は。令和８年度当初予算で8,800万円、地方揮発油譲与税で計上していますので、その差額分が減収だというところで1,700万円と出させていただいております。

軽自動車税につきましても、今年度決算、環境性能割分として約6,400万円減収する見込みというところで、こちらは丸々税分として入ってくる見込みがないということで、補塡していただけるであろうということで、6,400万円計上させていただいております。

○相馬委員　100％補塡してもらえるという計算だったんですか、減収分は。

○三浦財政係長　はい。減収分、交付されるというところでございますので、減収分全額を計上させていただきました。

○相馬委員　分かりました。

すみません、ありがとうございます。

○小島委員長　そのほか質疑ございませんか。

大野委員。

○大野委員　すみません、41ページです。財産管理費1001事業の報償金のところで、廃校施設開放管理指導員、これ何名分になりますか。何件という

のか。

○小島委員長　補佐兼係長。

○押久保課長補佐兼管財係長　こちらは、旧金沢小、旧大貫小、旧横林小にそれぞれ１名配置しますので、合計で３名分となっております。

○大野委員　分かりました。

続いて、やってしまっていいですか。

○小島委員長　はい、どうぞ。

大野委員。

○大野委員　その下のほうにある、使用料及び賃借料の賃借料で、公共施設・廃校用地1,757万4,000円とあるんですけれども、この内訳を教えてもらってもいいですか。

○小島委員長　補佐兼係長。

○押久保課長補佐兼管財係長　こちら、賃借料の内訳なんですけれども、大きく分けて２つありまして、公共施設の借地、本庁舎の周りにあります職員の駐車場とか森林公園、ハローワークなんかなんですけれども、あと、県営黒磯住宅の敷地も借地になっていまして、こちらの金額が約1,400万円。

もう１つが、旧穴沢小学校の敷地、こちらが借地になっておりまして、こちらが約350万円となっております。

○大野委員　分かりました。

○小島委員長　よろしいですか。

○大野委員　はい。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

進めていいですか。

〔発言する人なし〕

○小島委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

財政課の所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩　午後　２時５０分

再開　午後　３時０８分

○小島委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎契約検査課の審査

○小島委員長　契約検査課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予

算常任委員会（第一分科会）に切り替えて審査を行います。

――――――――――――◇――――――――――――

◎議案第１９号の説明、質疑、討論、採決

○小島委員長　それでは、議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○藤川契約検査課長　（議案第19号について説明。）

○小島委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「よろしいですか、じゃ」と言う人あり〕

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　すみません、総務企画常任委員会、久々なもので、今まであまりこう、なんですけれども、42ページの２款１項７目の2001事業の中の使用料というところで、建設副産物情報交換システム、建設副産物は、このシステムは何の目的でこのシステムを使うんでしょうか。

○小島委員長　補佐兼係長。

○鈴木課長補佐兼検査係長　建設工事における廃棄物、産業廃棄物、そういったものの、工事においての取り扱っている、そういったもののデータベース、そういったものを記録するものです。

業者さん、受注者さんの実績を蓄積するものとなっております。

○相馬委員　それを副産物と言っているということですか。

分かりましたけれども、産業廃棄物といえば、建設途中で出る、何というんですか、端材ではないですけれども、そういったいろんな産業廃棄物みたいなものだということですか。

○小島委員長　補佐兼係長。

○鈴木課長補佐兼検査係長　それも含めて、建設工事のデータ、どういった案件をやったかというデータとなります。

○相馬委員　だから、すみません、よく分からない。まだ分からない、ごめんなさい。

副産物は何なんですかね。副産物情報というのは、何を副産物。

〔「ちょっとお待ちください」と言う人あり〕

○小島委員長　補佐兼係長。

○鈴木課長補佐兼検査係長　リサイクル法に基づくものですとか、あと、システムの名前のことなので、その名前を、これをどういう目的でつけているかというのはちょっと分からないんですけれども、受注者さんのほうの工事情報、そういったものを一括して入力しているものになります。

名前に、副産物をつけた理由というのはちょっと分からないです。

○相馬委員　ああ、名前だけだということですか。

○鈴木課長補佐兼検査係長　工事情報を入れるものです。どういった内容の工事をしてきたかという。その中にリサイクルするものも含まれているという。

○相馬委員　なるほど、分かりました。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　すみません、では、もう１点だけ。

その他負担金の栃木県土木積算システムの４ライセンスという先ほどの御説明だったんですが、４つのライセンスというのはどういうものなのかお伺いできますか。

○小島委員長　課長。

○藤川契約検査課長　契約検査課で２ライセンス、あと……

○相馬委員　そういうことか。

〔「失礼しました」と言う人あり〕

○小島委員長　補佐兼係長。

○鈴木課長補佐兼検査係長　都市建設課で３ライセンスで、契約検査課が１ライセンスの合計４ライセンスが現在計画しているライセンスの種類です。

○相馬委員　じゃ、建設部のやつもここに入っているということですか。

○小島委員長　課長。

○藤川契約検査課長　おっしゃるとおりです。

○相馬委員　分かりました。

○小島委員長　そのほかございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないですか。

〔「これ以上ない」「何かやるの」「もう一つぐらい」「じゃ、すみません、無理くり」と言う人あり〕

○小島委員長　星副委員長。

○星副委員長　その土木積算システムなんですけれども、要はライセンスを増やすということは、それだけやはり、何ていうんでしょうね、今までの台数ではもちろん足りなくなったということではあると思うんですが、それ以上に、やっぱり利用頻度も多くなったということになるんですか。

○小島委員長　課長。

○藤川契約検査課長　ライセンスは変わりございません。増えてもないです。

○星副委員長　ライセンス、じゃ、そうすると４回線分になったということで。

○藤川契約検査課長　今までも４回線分。

○星副委員長　今までも４回線分だった。

ああ、そうか。すみません、失礼しました。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　それでは、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、契約検査課の所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩　午後　３時１９分

再開　午後　３時２１分

○小島委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎その他

○小島委員長　本日の審査事項は全て終了になりました。

委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○小島委員長　事務局から何かございますか。

事務局。

○石田書記　（事務連絡。）

○小島委員長　その他、皆さんからございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

―――――――――――◇―――――――――――

◎散会の宣告

○小島委員長　それでは、以上で本日の委員会を散会とします。

あしたは10時からということでございますので、よろしくお願いしまして、終わりにしたいと思います。お疲れさまでした。

散会　午後　３時２３分

総務企画常任委員会及び予算常任委員会（第一分科会）

令和８年３月６日（金曜日）午前９時５６分開会

出席委員（８名）

委員長	小島耕一	副委員長	星　宏子
委員	赤塚茂昭	委員	矢島秀浩
委員	山形紀弘	委員	相馬　剛
委員	大野恭男	委員	齋藤寿一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

総務部長	増渕　剛	課税課長	小平裕二
課税課長補佐兼国民健康保険税係長	星野卓央	税制係長	小川万里子
市民税係長	伊藤一裕	西那須野庁舎担当副主幹	君島欣久
固定資産税課長	相馬文彦	固定資産税課長補佐兼資産税土地係長	小野志保
資産税家屋係長	高山　衛	収税課長	相馬和男
収税課長補佐兼収納係長	小野純子	徴収担当副主幹	浦田謙一
徴収担当副主幹	君島直行	徴収担当副主幹	杉本雅和
危機管理課長	井上早人	危機管理課長補佐	斉藤哲也
危機管理課主査（係長級）	萩島章宏	西那須野支所長	佐藤正規
西那須野支所主幹	岩瀬眞生	西那須野支所副主幹	高橋康治
塩原支所長	君島一宏	塩原支所主幹	大島貴博
塩原支所副主幹	松本里津子		

出席議会事務局職員

書　　記　　石　田　篤　志

議事日程

１．開　会

２．委員長挨拶

３．審査事項

〔総務部〕

〔課税課〕

予算常任委員会（第一分科会）

・議案第１９号　令和８年度那須塩原市一般会計補正予算

・議案第２０号　令和８年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算

・議案第２１号　令和８年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算

・議案第２２号　令和８年度那須塩原市介護保険特別会計予算

〔固定資産税課〕

予算常任委員会（第一分科会）

・議案第１９号　令和８年度那須塩原市一般会計補正予算

〔収税課〕

予算常任委員会（第一分科会）

・議案第１９号　令和８年度那須塩原市一般会計補正予算

・議案第２０号　令和８年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算

・議案第２１号　令和８年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算

・議案第２２号　令和８年度那須塩原市介護保険特別会計予算

〔危機管理課〕

予算常任委員会（第一分科会）

・議案第１９号　令和８年度那須塩原市一般会計補正予算

〔西那須野支所〕

予算常任委員会（第一分科会）

・議案第１９号　令和８年度那須塩原市一般会計補正予算

〔塩原支所〕

・議案第２７号　財産を支払手段として使用することについて

予算常任委員会（第一分科会）

・議案第１９号　令和８年度那須塩原市一般会計補正予算

４．散　会

開会　午前　９時５６分

◎開会及び開議の宣告

○小島委員長　皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き３月定例会議の総務企画常任委員会及び予算常任委員会（第一分科会）を再開いたします。

ただいまの出席委員は８名です。

それでは、次第により本日の審査に入ります。

―――――――――――◇―――――――――――

◎課税課の審査

○小島委員長　ただいまから課税課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

課税課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替えて審査を行います。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第１９号の説明、質疑、討論、採決

○小平課税課長　（議案第19号について説明。）

○小島委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

山形委員。

○山形委員　59ページの今言われたアウトソーシングサービス580万円増というふうなんですけれども、具体的にもう一度教えていただけますか。

○小島委員長　係長。

○伊藤市民税係長　アウトソーシングなんですが、まず委託料で、印刷製本費で今まで個別に枚数で計算していたんですが、先ほど申したとおり、今までですと白紙の納付書を印刷しまして、そこに印刷をかけていたんですが、それを一括でもう全部枠からも含めて印刷するという方式に変わりました。その関係で単価で計算を積み上げていくんではなくて、人口割で一括で計算するような形になりまして、その関係で単価が上がっているということになってございます。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　今一番のメリットというのは、どういったところが。

○小島委員長　係長。

○伊藤市民税係長　予算的に上がってしまうところもあるんですが、個別でありますと当然ですけれども、やっぱり足りなくなったりとか、当初見込んでいたものから印刷する枚数が足らなくて、追加で注文するなんていうのが結構やっぱりあったりもするんですけれども、そういったものがなく一括でできるというところ、あと、納期のほうも短くなるとかというのもちょっと聞いておりますので、そういったとこでもなるのかなとは思ってございます。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　分かりました。その上の確定申告補助員人材派遣というふうなことで、こちらも400万円の増ということで、人数と人材派遣、どういった仕事をされるのか教えてください。

○小島委員長　係長。

○伊藤市民税係長　今現在、黒磯地区では人材派遣を今導入しておりまして、今現在は８人募集しております。西那須の地区で会計年度が５人、塩原地区で２人採用しております。その７人分を一括で人材派遣で計上することになっておりまして、会計年度なものですから、予算のほうがもともと総務課についていたものですから、その分がこっ

ちに課税課のほうに来ますので、その分増額という形になっております。

仕事の内容としましては、事前に確定申告の準備もございますので、そういったものの手伝いをやっていただくもの、今現在今日もやっておりますが、確定申告の受付、内容の審査、それと、終わってからその後のチェックとかの事務処理などなどを今お願いするところでございます。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　勤務体系で何曜日から何曜日とか、時間とか、その期間というのは決まっているんですか。

○小島委員長　係長。

○伊藤市民税係長　おのおの場所によって変わるんですが、本庁に関しましては１月から６月末まで雇用しております。人数に関しましては、１月から８人、４月から５人に減らしまして、６月で３人に減らすようになってございます。西那須に関しましては、１月の中旬から３月の中旬までと４月、５月でお願いしているのが５人、最初に５人頼んでまして、４、５は２人頼むような形になっています。塩原は確定申告期間の前後を含めまして、１か月間の雇用で考えております。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　勤務時間は本職員さんと一緒なんですか。

○伊藤市民税係長　勤務時間に関しては５時間と45分でやってございます。30分のちょっと時差をつけまして、朝と夕方の対応を考えてやっております。

○山形委員　分かりました。

○小島委員長　そのほかございませんか。

相馬委員。

○相馬委員　予算執行計画書１ページの入湯税なんですが、１款の５項１目の入湯税なんですが、前年度よりもおよそ900万円の増でお見込みのようなんですが、増になる要因をお伺いできればと思いますが。

○小島委員長　係長。

○小川税制係長　入湯税の積算なんですけれども、現在、那須塩原の観光地ですね、堅調に訪問者が伸びておりまして、この実績を反映しまして、今回の予算の積算根拠といたしました。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　単純に宿泊客が増える、そういう見込みだということですね。

○伊藤市民税係長　はい。

○相馬委員　はい、分かりました。ありがとうございます。

○小島委員長　そのほか。

星副委員長。

○星副委員長　60ページなんですけれども、さっきの入湯税、入りの部分だったと思うんですが、２款２項２目賦課費のところの使用料ですね、入湯税システムなんですが、これが去年は85万8,000円だったんですけれども、今回は198万円ということで、約100万円近く増額になっているのは、先ほどの説明だと、観光客というか、お風呂に入る方が増えるために増収で計上したということなんですが、それに伴ってやっぱりシステムも使う量も増えるので、今度は逆に言うと使用料としては前年度よりも100万円ほどを高く計上しているということでよろしいですか。

○小島委員長　係長。

○小川税制係長　こちらの入湯税のシステムの使用料についてなんですけれども、こちらは令和７年の８月にシステム標準化ということで、基幹系のシステム、いろいろ仕様が変わったところなんですけれども、そこの部分に伴いまして、令和８年の４月からこちらは変更契約ということで、シス

テム標準化に伴って料金体系の見直しがありまして、それに伴いましての単価の変更があったということになります。

以上です。

○小島委員長　星副委員長。

○星副委員長　59ページなんですが、やはり２項２目の市民税賦課費の1001事業のその他負担金で地方税共同機構になっています。これが1,492万円なんですが、負担金で、去年は1,164万円だったんですが、この負担金増額になっている理由を教えてください。

○小島委員長　係長。

○伊藤市民税係長　こちらの負担金なんですが、一括でなっておりますが、内容は細かく決まっておりまして、今回、電子申告等関係費負担金というものがその中に入ってございまして、そちらのほうだけで301万円ほど増額になっています。こちらのほうは法律に基づく団体なものですから、そちらのほうの電子申告に伴うｅＬＴＡＸというものが地方税のほうであるんですが、そちらの開発とか運営に係る費用というのを市町村で負担しています。そちらのほうが増額になっておりまして、主にはその増額が影響して今回の増額という形になってございます。

以上です。

○小島委員長　星副委員長。

○星副委員長　教えてもらいたいんですけれども、この地方税共同機構というのはどういった役割というか、役割ではない、負担金なのであれなんですけれども、この共同機構ってちょっと教えていただきたいんですけれども。

○小島委員長　係長。

○伊藤市民税係長　こちらの団体なんですが、地方団体が共同で運営する組織として地方税法に定めてありまして、事務の合理化とか、納税者とか、特別徴収義務者の利用性向上という形で、例えば電子申告の受付とか、そういったもののネットワークで構築されておりまして、電子申告を受け付けたりとかもしております。最近ですと納付書のほうにＱＲコードがついているかと思うんですが、それがｅＬ－ＱＲというものなんですが、この地方税共同機構のものになりまして、そのＱＲコードで納めたものがこちらを通して納入できるという形で、一般の方なんかも利用できるような形になってございます。そういった手数料なんかもここに含まれてございます。

○星副委員長　分かりました。ありがとうございます。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

相馬委員。

○相馬委員　すみません、先ほどの星副委員長の質疑の中で入湯税のシステムのところで料金体系の変更がありという説明だったんですが、どういう意味ですか。

○小島委員長　係長。

○小川税制係長　こちらは入湯税システム、以前から契約していたものになってくるんですけれども、システム標準化で料金体系が今までは、一番少ない体系、一番低い金額のところで設定されていたということなんですけれども、このたび人口単位で積算をし直ししまして、新たな料金体系ということで契約するものになります。

以上です。

○小島委員長　課長。

○小平課税課長　こちらにつきましては、もともとはＴＡＳＫのほかの税目とは別に、システムとして開発されたものでありまして、入湯税システムについては。入湯税をシステムについて、今回標準化に合わせて、やはりほかの税目と同じような形で、人口割とかそういう形で要はシステム料が

変更になるということを新たに契約するときに言われていたんですけれども、ただ、その金額がどのぐらい上がるというのがそのときは不明で、今回改めて予算編成の段階で標準化でもろもろアウトソーシングなんかが上がっているのと同様に、入湯税システムについてもこのぐらい上がるようになってしまう。ただ、これはあくまでも今までのが安かったという向こうの言い分はそうなんですけれども、が標準に戻って、要は人口割に対してこのぐらいのシステム料だということで、今回計上させてもらっているところです。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　要するに基本料金が上がったみたいな感じということでよろしいんですかね。何かイメージとしては料金体系が変わるというから、入湯税の料金だけが変わったのかなと一瞬思っちゃったもので。

○小島委員長　課長。

○小平課税課長　そのとおりで、入湯税の料金ではなくて、システムの料金の。

○小島委員長　星副委員長。

○星副委員長　というと、じゃ、人口割って人口単位ということですよね。で決まるということで、それはそこの自治体の人口ということで、要は入湯税というとお風呂に入る人の分でと考えちゃうんですけれども、そこは人口なんですね。

○小島委員長　課長。

○小平課税課長　おっしゃるとおりで、ほかの税目も同じようなんですけれども、何万人というところで、今使っているシステム会社はそこで単価というか、金額でということで、多分その今使っている業者につきましては、そんなに使っているところは多分那須塩原市ぐらいしかないんで、それでやっぱり同じような形で対応しているということでした。

○小島委員長　よろしいですか。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○小島委員長　そのほかいかがですか。

じゃ、山形委員。

○山形委員　課長の最初の中で、税制の改正で環境性能割というのは今年度までは計上して、それで、執行計画書の中に60ページのところに環境性能割徴収額取扱費とあるんです。廃止し、来年から変わるのに、この計上が予算計上されているのがちょっと何かよく分からないんですけれども、教えていただけますか。

○小島委員長　係長。

○小川税制係長　こちらの最後の取扱徴収費ですが、こちらの徴収取扱費は令和７年度に、環境性能割は市の裁量になるんですが、県が徴収しまして、市の歳入にされるという流れになっておりまして……

○山形委員　分かりました。

○小川税制係長　令和７年、前の年の実際に発生しているというところになります。

○山形委員　分かりました。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第２０号の説明、質疑、討論、採決

○小平課税課長　（議案第20号について説明。）

○小島委員長　説明は終わりました。

質疑を許します。

質疑はございませんか。

山形委員。

○山形委員　じゃ、166ページの中で預貯金調査とあるんですけれども、具体的にその調査はどういうふうに生かされて、何の目的にするのか教えていただけますか。

○小島委員長　補佐兼係長。

○星野課税課長補佐兼国民健康保険税係長　こちらの賦課期日の所得に基づいて国民健康保険税を賦課していくんですけれども、失礼しました。減免の申請があった際に、所得の増減に基づいて減免率を決定していくんですけれども、その所得を本人からの申請と同意書に基づいて、各銀行等に、金融機関等に残高を確認するときの手続に伴う手数料になります。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　昨年は預貯金調査と科目存置であったんですけれども、今年は大きい金額、預貯金調査自体の金額は残高を調べるだけの調査ということで、予算はどれぐらいかかっているんですか。

○小島委員長　補佐兼係長。

○星野課税課長補佐兼国民健康保険税係長　こちら封入封緘の手数料のほうに予算がありまして、実際の預貯金の調査の手数料については、ほぼほとんどかかっていないような状況です。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　すみません、調査ってどこにかけるんですか、これは。

○小島委員長　補佐兼係長。

○星野課税課長補佐兼国民健康保険税係長　金融機関になりまして、その申請者の同意がありました金融機関、銀行とか信用金庫とか農協さんとかですね、そういったところになります。

○小島委員長　課長。

○小平課税課長　１件大体22円になります、調査については。一応今回の予算では40件ほど想定しております。

○山形委員　はい、分かりました。

○小島委員長　そのほかいかがでしょうか。

じゃ、私が。

○星副委員長　じゃ、進行を委員長と代わります。

委員長。

○小島委員長　166ページの新たに子ども・子育て支援金制度周知ということで、152万ということを想定されていると。この通知は、市民全員を対象にしているのか、それともどういう形で対象にしているのかお伺いしたいと思います。

○星副委員長　補佐兼係長。

○星野課税課長補佐兼国民健康保険税係長　７月に当初の納税通知書を発送するんですけれども、その同封物として印刷物を予定しておりまして、な

ものですから、市民全員ではなくて、あくまで国民健康保険税の被保険者を対象としての印刷物ということで。

○星副委員長　委員長。

○小島委員長　この保険税を送付すると、それ以外の方はまた別な機関から送られるという考え方でよろしいかどうかお伺いします。

○星副委員長　補佐兼係長。

○星野課税課長補佐兼国民健康保険税係長　みるメールとか、ホームページとか、市の広報等で市全体には周知をさせていただきまして、一応そんな予定で。

○星副委員長　課長。

○小平課税課長　あくまでも国民健康保険者に対してなんで、ほかの民間というところの保険者の中のこの支援金については、そういったほうから多分周知が行くと思います。

○星副委員長　委員長。

○小島委員長　今回は通知を出すだけで、収入を得るような形はどうなっているのか、ちょっとそこだけ教えてくれますか。この子ども・子育て支援金ですね、封筒で通知するだけなのか、それとも歳入を目的にやる形になるのか、そこをちょっとどういうふうになるかを具体的に求めます。徴収をやるのかどうかですね。

○星副委員長　課長。

○小平課税課長　先ほど歳入でも説明したとおりなんですけれども、子ども・子育て支援納付金として6,425万3,000円を要は国保税の中に含まれて徴収する予定です。

○星副委員長　委員長。

○小島委員長　じゃ、国保税の中の一部として入るということで、子育てだけと書いてあるわけではないですね。それとも明細書の中には入っているけれども、金額は合計だということですか。

○星副委員長　課長。

○小平課税課長　国民健康保険税の中に、先ほどもお話ししたんですけれども、国民健康保険税については、医療給付費、それから後期高齢者支援金、それから介護納付金という形で今まで３つに分かれていたんですけれども、それが今度新たに子ども・子育て支援金ということで、新たに１項目加わって、そこで徴収するような形になります。

○小島委員長　はい、了解しました。

○星副委員長　進行を委員長と代わります。

○小島委員長　そのほかございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第20号　令和８年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第２１号の説明、質疑、討論、採決

○小島委員長　次に、議案第21号　令和８年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○小平課税課長　（議案第21号について説明。）

○小島委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

星副委員長。

○星副委員長　歳入なんですけれども、173ページで１款１項２目の後期高齢者医療普通徴収保険料（滞納繰越分）が173万4,000円ということで計上されているんですが、これは滞納されていて、要は前年度分の滞納が令和８年度には徴収される見込額という理解でいいんですか。

○小島委員長　課長。

○小平課税課長　こちらにつきましては、収税課のほうで調定を上げてまして、令和８年より前の７年度、６年度、５年度等で８年度に徴収見込みとなる金額を調定で上げていると思います。

○星副委員長　これ収税課のほうに言われたらいいんですよね。はい、分かりました。ありがとうございます。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　すみません、保険料賦課費の委託料のアウトソーシングサービスについてなんですけれども、さっき国保だとプラスになる部分が1,770万という、今度、後期高齢者保険だと380万。そのアウトソーシングのはじき出す、要は取り扱う金額なんですかね。

○小島委員長　補佐兼係長。

○星野課税課長補佐兼国民健康保険税係長　国保のほうは毎月の転入転出と社会保険との異動の件数が、対象者がすごい多くありまして、自前ではちょっと計算ができないものですから、アウトソーシングサービスにお願いしてまして、高くなっているんですけれども、後期のほうはそこまでいないものですから、自前で計算できるということで金額が安くなっているということです。

○相馬委員　取扱いの件数が。

○星野課税課長補佐兼国民健康保険税係長　件数があります。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第21号　令和８年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第２２号の説明、質疑、討論、採決

○小島委員長　次に、議案第22号　令和８年度那須塩原市介護保険特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○小平課税課長　（議案第22号について説明。）

○小島委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第22号　令和８年度那須塩原市介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

課税課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩　午前１０時５０分

再開　午前１１時１１分

○小島委員長　それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎固定資産税課の審査

○小島委員長　ただいまから固定資産税課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

固定資産税課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第１９号の説明、質疑、討論、採決

○小島委員長　それでは、議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○相馬固定資産税課長　（議案第19号について説明。）

○小島委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

山形委員。

○山形委員　データを連携させて、そういうふうなのが可能になってくるということで、それをやることによってどういうメリットが生まれてくるのか教えていただけますか。

○小島委員長　課長。

○相馬固定資産税課長　これまでというよりは、今現在、土地係で使用している地番図システム、それと家屋係で使用しております家屋評価業務の支援システム、それぞれで動かしていまして、同じ情報であっても、それぞれの係でその同じ情報を二重に管理しているような状況なので、業務の効率化が図られてないんですが、この今回入れるものによってデータが連携されることで、ＧＩＳ、地図上での操作が可能となりまして、そこでそういったデータが全て一元管理できる。家屋につきましては、地図上で実際に前の地図と新しい地図を照らし合わせて、新たな家屋ができているとか、そういう評価漏れがないような形が取れるようになったり、土地についても地目変更が行われている場所が分かりやすくなる。それらのデータを変えることで、家屋係、土地係においてそれぞれ同じデータが共有できるようになるということで、かなり大幅な業務の効率化が図られることになります。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　新しい家屋ができたりというのも、そのデータの中で全て把握できるんですか。地目が変わったりとか。

○小島委員長　課長。

○相馬固定資産税課長　そうですね、基本的には衛星画像なんですけれども、その衛星画像自体は３年ごとに入替えを行いますので、その期間で変更になった部分の把握が可能となります。ですので、毎年家屋調査なんかをやってますので、その間においては届出等によりまして、家屋調査とかは実際に職員が行ったりとかというのはあるんですけれども、そういった部分の漏れがその地図上で、３年ごとですけれども、確認ができる。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　そうすると今言った家屋調査係の人の仕事が何かなくなってくるのかななんていうふうに思うんですけれども、そういったメリットもあるんですか。

○小島委員長　課長。

○相馬固定資産税課長　そうですね、かなりそういった事務負担が軽減されるシステムとなってきます。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

星副委員長。

○星副委員長　歳入のほうなんですが、固定資産税が100億とすごい価格で、理由としては土地価格の下落も止まっているというところと、新しい家、家屋を建てる家も多くなってきたということだったと思うんですけれども、なので、増収の見込みで100億という予算立てだと思うんですが、これで例えばこの予想を立てて、要は令和８年度だから、これからじゃないですか。土地が例えば大体この予算に対して、決算も同じ額ぐらいにはなると思うんですけれども、本当に土地の価格が急な事故によって急に下がっちゃうとか、そういうの

は令和８年には反映されなくて、そういった土地代は下落をしましたとかといった場合に反映されるのは次年度の予算のほうに組み立てられるというふうな考えでいいんですか。何か質問しているのかよく分からない。要は年度途中で土地価格が下落をしてしまって、100億円の徴収見込みがあったんだけれども、実際のところはなかなか何かそこまで金額が追いつかないよというケースもあるんですか。

○小島委員長　課長。

○相馬固定資産税課長　基本この予算のほうに計上した額、非常に決算では増えて、税収があるという形にはなるんですね。ただ、土地とかの大幅な下落があって、実際の予算計上額に追いつかないようなケースというのは今まではなかったということ。それと、これは評価の関係ではあるんですけれども、不動産鑑定士等の評価の意見等を踏まえた上で、やはり下落修正というのは毎年確認をしておるものですので、この予算計上につきましては、そういった実際これよりも歳入がなかったということにはならないということでこちらは計算しております。

○小島委員長　よろしいですか。

副委員長。

○星副委員長　そうすると、やっぱり土地の価格って、結構その市のどれだけ活気があるかとか、例えば人の動きがどうなのかというのを全部そこを測る上ですごく重要になってくるのかなと思うんですが、ということは、那須塩原市としては明るい方向というか、土地の価格は下がらずに人は増えているというふうな、令和８年度もそういう動きで計上している、見込んでいるということでいいんですか。

○小島委員長　課長。

○相馬固定資産税課長　そうですね、市内を見ても分かるとおり、新たに国道ができたりとか、様々な動きでプラスの方向に動いている。やはりこれまではずっと下落していた土地に関しては、鑑定士の意見によりますと、やはり下げ止まりになって、だんだん鈍化しているというのが見られる。上昇に転じるかどうかは分からないんですけれども、昨年の状況におきましても、市内でも一部の地域においては上昇が見られております。ですので、那須塩原市においても今までみたいな大きな下落はないと見ております。そこに人口、人が増えるかどうかというのはちょっと分からないですけれども、そんなところで。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

固定資産税課の所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩　午前１１時２３分

再開　午前１１時２８分

○小島委員長　それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎収税課の審査

○小島委員長　ただいまから収税課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

収税課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第１９号の説明、質疑、討論、採決

○小島委員長　それでは、議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○相馬収税課長　（議案第19号について説明。）

○小島委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員　１ページの市税についてですが、御説明、収納率が上がっているというのは今までもさんざん聞いているところではございますが、例えば個人市民税の滞納繰越分について、収納率を0.47％減に設定していますということだったんですが、収納金額は200万円近く増になっている。それから固定資産税も同様で、収納率は昨年度よりも低くとか、0.05％下げて設定したんですけれども、1,000万円が増になる。収納率を下げて計算しているのにもかかわらず、収納額は上がる。この要因はどういうことですかね。滞納繰越分が現年度分が多くなると見込んでいるのかどうか。

○小島委員長　課長。

○相馬収税課長　御認識のとおり、その額が上がっているというところなんですが、つまるところ、現年分の調定額が徐々にですけれども上がってきているというところで、そうすると、収納率につきましては、直近の今年度もやっていく中では大体微増、微減というところを毎月うちのほうは指標として捉えているんですけれども、なっているんです。だから、収納率は徐々に上がっていくようなところで大体変わらないんですけれども、やっぱりその分母となる調定額のほうが上がってきているので、額とするとやっぱりどうしても収入未済額が増えてきてしまう。収入未済額は今度翌年度になると予算額上は滞納繰越分のほうに移動しますので、そうすると、滞繰りの額が上がっていくというような現象が今生じているところでございます。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　いわゆる債権管理条例で５年でなくなる。なくなるというか、５年たつともうなくなってくるということになってくるんですが、それで

も滞納繰越分の収納額が上がるということは滞納繰越分が先ほどの理由で所得税が多くなったり、固定資産税が高くなったとりいうことで金額自体が上がってくるということなんですかね。５年たったらなくなるということになると、私のほうでは滞納繰越分というのは減ってくるんだろうという認識ではいたんですが、それが逆に減ってこないというところは、現年度分が増加してしまう要因は、単に固定資産税の要は税額が上がる、それから所得税の税額が上がるという、そういったことだけということなんでしょうか。

○小島委員長　課長。

○相馬収税課長　お見立ての部分もございまして、やっぱり調定額が増えているというところもあります。あと、滞納繰越分につきましては、やはりなかなかうちのほうで債権発見がしにくいというような滞納者の部類になってきます。現年分のほうで預貯金とか早期に着手してやっていくわけなんですけれども。やはりなかなか債権発見に至らないという方がいらっしゃって、地方税法の中で何もしなければ５年で時効になってしまうということなんですが、私たちやっぱり調査をして債権を発見すれば、それを差し押さえて取り立てをします。そういった督促状を発布したり、差押えをしていくと、今度、時効のほうは更新とか中断とかということになってくるので、その措置でリセットされると、さらにそこから５年間ということになってきますから、全てが全て５年間で不納欠損になるわけではない。何もしなければという話になっちゃうんですけれども、だから、５年以上経過したものでも、うちのほうでそういった督促出したり、差押えしたりとか、あとはものによっては滞納者との交渉の中で、折衝の中で債務承認を得るとか、そんなところで、じゃ、例えば時効を延ばすような努力も一方でやっているところもあります。そんなところからやっぱりどうしても滞納繰越分については取り立てていくのはちょっと難しい。債権発見に至るのはちょっと難しいというようなところで積み上がっちゃうところはやっぱり実情としてはございます。

○相馬委員　すみません、分かりました。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

山形委員。

○山形委員　60ページですね。市税等徴収指導員と書いてあるんですけれども、徴収する係だと思うんですけれども、業務内容等何人ぐらいの方で、こういうふうな徴収だけしているか、業務内容を教えていただけますか。

○小島委員長　課長。

○相馬収税課長　市税等徴収指導員につきましては、非常勤の職員でございまして、この方は具体的には関東信越国税局のＯＢ、いわゆる税務職員だった方に来ていただいておりまして、週に２回来ていただいて、私たち地方税法、国税徴収法に基づいて仕事をするわけなんですが、特にやっぱり国税徴収法に基づくとか準じるとかのとおりやるというような条文でございまして、その分野に専門的に徴収畑をずっとやってきた方の指導を受けて、いろいろこういう案件はこうやったらいいんだよとかと教えをいただいていた。そんなような方でございまして、うちのほうも案件的に時たまやっぱりこれどうしたらいいのかなとか、場合によっては迷うようなときがあって、職員のほうもこういう案件でこうやりたいんだけれども、先生、どうですかねとか、またそんな教えを請うたり、あとは年度当初にやっぱり新規に収税課に来る職員もおりますので、大体１か月ぐらい程度集中的に初任者向けの研修をしてもらうとか、そんなことをやってもらっている方です。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　この文章だけ見ると、何か取り立てに行くのかなと、そういうふうには感じたんですけれども、そういう方々にＯＢとしてのスキルを充てて、徴収に生かそうということで指導されるということで研修しているということですね。分かりました。そうすると、このことによって効果が出ていて、しっかり予算も立てているんですけれども、効果が目に見えているのかと、それあたりはどうですか。

○小島委員長　課長。

○相馬収税課長　効果のほうはあるかと思います。指導員の報酬で192万円ということなんですが、これだけのやっぱり効果は得ていると思います。そういった指導ばかりじゃなくて、やっぱり最新の情報を入れてもらったりとか、場合によっては疑義が生じたときに、ＯＢさんなんですけれども、現職の税務署とか局のほうにちょっと照会をしていただいたりとかというようなことで、うちのほうも日々情報として、場合によっては最新の情報の裏づけをちょっと情報としていただいたりとかということもありますし、こういった報酬を支払うことによって、滞納が少しでも解消できるということになってきますので、非常に効果はあると思ってます。すみません。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　市税等と書いてあるんですけれども、市税以外も全ての税金に関してこの方は指導していただけるんですか。

○小島委員長　課長。

○相馬収税課長　市税等という書きぶりなんですが、市税、税金と等の部分は、いわゆる後期高齢者医療保険料、あと介護保険料という、そっちの料の部分、こっちを公課、私たちは公の課税の課というのを、そっちの料の部分は公課と言って、個人市民税とか固定資産税とかは公租というふうに呼んでいるんですけれども、それは一緒くたとして私たち市税等というふうに呼んでいて、つまりは地方税法に基づく部分、そこの部分は市税等と呼んでいるわけなんですが、そんなふうな内容でございます。

○山形委員　分かりました。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

星副委員長。

○星副委員長　先ほどの説明の中で督促状の再発行数が減りましたという説明があったと思うんですけれども、これは要は滞納する人が少なくなったという、ただ単純にそういった理由でいいんですか。

○小島委員長　補佐兼係長。

○小野収税課長補佐兼収納係長　減ってきているという、送る枚数、件数が少なくなってきているので、金額的にはちょっと分かりませんけれども、１件、１点ベースでカウントするので、件数は減ってきています。

○小島委員長　星副委員長。

○星副委員長　例えば１件うちが滞納していて、督促状が来ました。でも払いませんでした。払わないからまた督促状が来ますと。そうすると何回も払わなければ、ずっと督促状が届くと思うんですけれども、１回の督促状で払ってくれる人が多くなったという、その換算の仕方、それはどういったことになるんですか。ごめんなさい、ちょっとよく分からない。

○小島委員長　副主幹。

○杉本徴収担当副主幹　督促状は滞納で一度しか送らないです。

○星副委員長　一度だけなんですか。

○杉本徴収担当副主幹　督促状というのは納期を過ぎてから20日以内に発送するものなので、なので、納期内に納めていただく方が増えたというふうに

解釈をしていただいてよろしいかと。

○星副委員長　分かりました。

○杉本徴収担当副主幹　滞納が続いて送るのが催告書という形になってくるわけなんですけれども、督促状はあくまでも１回だけです。

○星副委員長　分かりました。すみません。

○小島委員長　よろしいですか。

齋藤委員。

○齋藤委員　同じ市税徴収の1001事業で、負担金のほうなんですけれども、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会の負担をしていますよね。これってやっぱり市の関わりとか効果、メリットって何かあるんですか。

○小島委員長　補佐兼係長。

○小野収税課長補佐兼収納係長　その負担金なんですけれども、収納するに当たって、ペイジー納付というやり方がインターネットバンキングだったり、モバイルバンキング、あと金融機関のＡＴＭから支払う方法があるんですけれども、そのペイジー納付をするに当たって、金融機関と行政との間に電子決済のネットワークが必ず必要になりますね。マルチペイメントネットワークというネットワークを介して、ペイジーのほうの収納を行っているんですけれども、そのネットワークを使うときには必ずこの団体のほうに加入する形になってきますね。やはりいろんな収納方法が市民の方たちに選択いただけるようにペイジー納付を整備していくということは市としてはやはり大切なことだと思っているので、効果があると思っています。

○小島委員長　齋藤委員。

○齋藤委員　すると、これはこの負担金だけで今のところ済んでいるけれども、上がる可能性もあるんですか。その利用等が増えていくと、そういうことではない、解釈は。

○小島委員長　補佐兼係長。

○小野収税課長補佐兼収納係長　あくまで年１回きりのその負担金はこういうふうな計上でされているんですけれども、また手数料は別に、ペイジー納付したら１件幾らというのはまた別に手数料のほうで計上しています。

○齋藤委員　了解。

○小島委員長　よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第２０号の説明、質疑、討論、採決

○小島委員長　次に、議案第20号　令和８年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○相馬収税課長　（議案第20号について説明。）

○小島委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員　166ページの先ほどの保険料徴収費の中のコンビニ納付の手数料が上がるということだったんですが、これ、どのぐらい上がるんですか。

○小島委員長　補佐兼係長。

○小野収税課長補佐兼収納係長　令和７年度までは税込み１件77円だったんですけれども、令和８年度からは82円に。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　じゃ、試算する上では納付の件数もプラスで計算して、なおかつ手数料の５円プラスも計算して、このコンビニ納付の経費が計算されているということですか。コンビニ納付をする件数、お客さん、お客様でない、市民ですね。コンビニ納付をする件数も決算ベースというか、今年度のベースよりも上がる計算をしているのか、このコンビニ納付の金額の上がった理由がコンビニの手数料が上がったという説明だったんですけれども、５円上がっただけではそんなに上がらないような気がするんですけれども、件数も今年度よりも多くなる計算でしているのかどうか。

○小島委員長　単価の値上がりと数はどうかというだけの話なんですけれども。

○小野収税課長補佐兼収納係長　数のほう、ちょっとごめんなさい、１回確認します。申し訳ありません。

○小島委員長　暫時休憩しますか。

暫時休憩とします。

休憩　午前１１時５９分

再開　午後　零時

○小島委員長　じゃ、再開いたします。

補佐兼係長。

○小野収税課長補佐兼収納係長　令和７年度のコンビニのほうの件数は、当初予算のほうで４万3,000件見込んでいたんですけれども、今年度は４万5,200件で見込んでいるんですけれども、大きな理由はそこなんですが、ほかのところの手数料なども一緒に上がっている部分もあるので……

○相馬委員　増加したと。

○小野収税課長補佐兼収納係長　はい、件数が上がっている部分もあるので増加しております。

○小島委員長　よろしいですか。

○相馬委員　はい、分かりました。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

〔発言する人なし〕

○小島委員長　それでは、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第20号　令和８年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第20号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第２１号の説明、質疑、討論、採決

○小島委員長　次に、議案第21号　令和８年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○相馬収税課長　（議案第21号について説明。）

○小島委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めて、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第21号　令和８年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第21号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第２２号の説明、質疑、討論、採決

○小島委員長　次に、議案第22号　令和８年度那須塩原市介護保険特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○相馬収税課長　（議案第22号について説明。）

○小島委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第22号　令和８年度那須塩原市介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

収税課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩　午後　零時１０分

再開　午後　１時１４分

○小島委員長　それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎危機管理課の審査

○小島委員長　ただいまから危機管理課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

危機管理課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替えて審査を行います。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第１９号の説明、質疑、討論、採決

○小島委員長　それでは、議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○井上危機管理課長　（議案第19号について説明。）

○小島委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

星副委員長。

○星副委員長　91ページの４款１項５目放射能対策費（9001）事業のその他委託料での放射能濃度サンプリング調査についてなんですが、市内50か所が対象になっているという説明だったかと思いますが、これの詳細を教えてください。どういった、各家庭に埋めてある放射能なのか、それとも市のほうで管理している共同除去の分なのか、そこを教えていただきたい。

○小島委員長　課長補佐。

○斉藤危機管理課長補佐　まずは公民館などの公共施設をまずメインにしまして、できる限り全市を網羅したいなというのはあるんですけれども、公

民館で足りないところは各家庭の同意を得られそうなところをやりたいというところで、そういうところを中心にやっていきたいと思っております。

○小島委員長　星副委員長。

○星副委員長　じゃ、そこは各家庭にこれから呼びかけをして募集するという形でいいんですか。

○小島委員長　課長補佐。

○斉藤危機管理課長補佐　その予定でございます。基本的には職員をまずメインにしようかなとは思っているところではあるんですが、これから声かけて、同意を得られるところをやっていきたいと思っております。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

矢島委員。

○矢島委員　そうしましたら、38ページの２款１項１目のその他委託料のところなんですけれども、前年度の予算のところの内容と記載が違う。例えばＪアラートのシステムの機器保守だったりとかというのが来年度のほうには載ってなかったりもするんですけれども、それはやっぱりその年度によってメンテナンスをするものとかが簡単に変わってきたりとかいうことなのか、それとも1,500万円ぐらい増額になっているんですけれども、それも含めてのことなのかというところでお伺いしたいと思います。

○小島委員長　主査。

○萩島危機管理課主査（係長級）　まず、Ｊアラートにつきましては、今年度補正予算を取らせていただきまして、新型受信機に入替えを今行っているところです。入替えに伴いまして１年間の保守というのがつきますので、その分、来年度予算は載っていないという形になります。通常であれば毎年保守の委託料が載ってくるんですが、こちらがまず違いとしてあります。

あとは今回の令和８年度の委託料につきましては、防災士の養成講座というのが隔年、２年に一度行っている関係がございまして、こちらは今年度はないんですが、来年度は実施する予定なので、その分が増えているという状況でございます。

以上です。

○小島委員長　よろしいですか。

○矢島委員　はい。

○小島委員長　赤塚委員。

○赤塚委員　同じ項目のところなんですけれども、消耗品が去年に比べて259万6,000円上がっているんですけれども、この理由についてお願いします。

○小島委員長　主査。

○萩島危機管理課主査（係長級）　消耗品の増額分につきましては、主なものとしましては備蓄品ですね、食料品関係なんですが、昨年に比べて賞味期限が１年を切ってしまうものが多いということで、その分増額になっております。

以上です。

○小島委員長　赤塚委員。

○赤塚委員　その食料品というのは主にどういうものをそろえているんですか。

○小島委員長　主査。

○萩島危機管理課主査（係長級）　アルファ米ですね。水を入れて食べるアルファ米、お米の代わりとなるようなものと、あとはパンの缶詰ですね、こういったものになります。

○小島委員長　赤塚委員。

○赤塚委員　それは何人分ぐらいの、人数分ぐらいの量を準備しているんですか。

○小島委員長　主査。

○萩島危機管理課主査（係長級）　本市の場合ですと、備蓄する食料としまして、最大避難者数というのが約6,400人、こちらの方が１日分食べられる３食分というのを基に備蓄しております。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

相馬委員。

○相馬委員　すみません、128ページの消防施設整備費、１項４目消防コミュニティセンター整備費の工事請請負費、まず、その前に委託料の詰所設計解体工事費、工事設計661万1,000円なんですけれども、これは何平米の建物なんでしょう。解体工事をする設計が600万、設計だけですよね。工事は別ですよね。新築と書いてあるから、新築の設計も入っているのか。

○小島委員長　課長補佐。

○斉藤危機管理課長補佐　一応新築と解体と合わせての設計でございます。面積は、ちょっと、一応２か所ありまして、２の３の寺子というところで、延べ床面積が64平米でございます。今既存のが３の７が島方の詰所になるんですが、こちらは既存の建物の延べ床面積額が64.14平米となっております。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　新築になるのは何平米の予定なんですか。変わらないんですか。

○小島委員長　課長補佐。

○斉藤危機管理課長補佐　ちょっと今設計中でございまして、ちょっと詳細はまだ把握は申し訳ないんですけれどもしておりません。

○相馬委員　分かりました。

○斉藤危機管理課長補佐　今設計中でございます。

○相馬委員　はい、分かりました。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　そうすると、この解体費の２か所で128平米、これの解体費は幾らで見積もっていらっしゃるんですか。

○小島委員長　課長補佐。

○斉藤危機管理課長補佐　一応寺子２の３が工事請負費が500万……

○相馬委員　違う違う、設計費用でしょう。設計だけで64平米の解体をするための設計って幾らぐらいかかるのかなという。64平米で500万ということは、64平米ということは三二が六、約20坪弱、19坪で500万円かかるということは、解体費の坪単価が坪10万で200万だから、坪20何万か。

○斉藤危機管理課長補佐　そうですね。

○相馬委員　高いんだ。

〔「２階建てになっているから」と言う人あり〕

○相馬委員　２階建てでも。

〔「結構するんだよ」と言う人あり〕

○小島委員長　よろしいですか。

答弁お願いします。

課長補佐。

○斉藤危機管理課長補佐　設計は今年度やりまして、３の７ですと150万ぐらいでございます。２の３も一緒になってますね。大体200万ぐらいかと思ってございます。

○相馬委員　設計が200万。

○斉藤危機管理課長補佐　はい。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　すみません、続いて、その工事請負費についてですが、新規整備（消防詰所新築）というふうにありますが、これの内訳をお願いできればと思います。

○小島委員長　課長補佐。

○斉藤危機管理課長補佐　内訳としまして、新築工事でありますので、建設工事が１本と電気設備が１つ、機械設備が１本という形で、その３本の工事請負費という形になっております。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　２か所でということですよね。

○斉藤危機管理課長補佐　２か所とも。

○相馬委員　１か所ずつ伺っていくと、１億2,800万予算になっているんですけれども、このうちそ

の新設工事というのは幾らになっているか。

○小島委員長　課長補佐。

○斉藤危機管理課長補佐　ちょっとまだそこの内訳までは今、設計中でございまして、ちょっとそこまではまだはじいてないという……

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　設計中で予算組みしているわけですから、概算の予算で結構です。

○小島委員長　課長補佐。

○斉藤危機管理課長補佐　まず、建設工事が大体3,000万円でございます。あと、電気設備になります。電気設備が約1,500万になります。

○相馬委員　１か所当たり大体4,500万ぐらいの計算ということですか。

○斉藤危機管理課長補佐　はい。残りが機械設備という形になります。

○相馬委員　5,000万の、トイレ改修も含めてですけれども、そんなに前から大体１か所5,000万ぐらいか。64平米、20坪で5,000万、坪250万、そんなものか。分かりました、すみません。ありがとうございます。

○小島委員長　大丈夫ですか。

そのほかいかがですか。

山形委員。

○山形委員　38ページの防災ハザードマップを今年度作るというふうなことで、何か作ったばかりのような気がしたんですけれども、今回何でハザードマップを作成するのか教えていただけますか。

○小島委員長　主査。

○萩島危機管理課主査（係長級）　前回のハザードマップが令和３年の４月に作成しております。そこからやはり浸水想定区域というのが新しく範囲が増えている関係がございますので、そういったものを更新するために作るような形になります。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　前回はちょっと形も見やすいような形でやったんですけれども、今回作るに当たって、人の目につくような、何か特別見やすいとか、そういったもので配慮して、どれくらいの部数作って、どういったところに配布する方法とかも決まっているんですか。

○小島委員長　主査。

○萩島危機管理課主査（係長級）　現時点では配布方法とかというのは今検討中です。というのもなすしおばらマップのほうにハザードマップを載せて、公開型も見れるような形になっておりますので、部数とか配布というのは今後それも含めて検討していきたいなというふうに思っています。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　マップは作るけれども、まだその先は正式には決まってないということでいいんですか。

○小島委員長　主査。

○萩島危機管理課主査（係長級）　部数としましては、一応各戸配布できるような予算要求はさせていただいているという状況です。前回も各戸配布をさせていただいておりまして、各戸配布が本当に必要かどうかというところも、公開型のＧＩＳができたものですから、その辺をちょっと検討して、どのように配布するかというのは検討していきたいなというふうに思っています。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　１枚当たりの単価とか、そういったものは計算されている。

○小島委員長　主査。

○萩島危機管理課主査（係長級）　１冊ということですね。

○山形委員　そうです。

○萩島危機管理課主査（係長級）　やはりスケールメリットというのがございまして、やはり部数が増えればその分単価が下がるということで確認は

しております。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　分かりました。

続きまして、129ページの防火水槽整備事業ということで、今回撤去するということなんですけれども、これを撤去する理由ですよね。老朽化なのか、地元からもう要らなくなったとか、その撤去する理由を教えていただけますか。

○小島委員長　課長補佐。

○斉藤危機管理課長補佐　こちら地元のほうから撤去、地権者ですね、地主さんのほうから撤去してくれというところでございます。設置しているところがどうしても民地でございますので、そういったお客さんの都合で撤去となっております。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　これ撤去すると、そこの水利が薄くなるというふうなことも懸念されるんですけれども、そういったものを含めると、代替のところも考えなければならない。それでも撤去したいということでよろしいんですか。

○小島委員長　課長補佐。

○斉藤危機管理課長補佐　水利の問題について一応消防のほうにも確認しております。消防のほうでも問題ないというのと、その防火水槽の近くに代替の防火水槽があったり、当然消火栓もあったりということで、カバーできるというところで、撤去ということになっています。万が一水利がないときには撤去はできないという形になりますので、そういったところは調査をしていきたいと思っています。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　具体的な場所が分かれば教えていただけますか。

○小島委員長　課長補佐。

○斉藤危機管理課長補佐　１つは、ダムの分所よりちょっと北側にあるところの県道沿いにあるものでございます。あともう１か所は鴫内のほうの山の奥と言うんですかね、鴫内の中ということです。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　防火水槽を設置するときには、その地権者の同意があれば設置できるという認識でもいい。撤去する場合も地権者がもうやめてくれと言う場合は撤去せざるを得ないんですか。

○小島委員長　課長補佐。

○斉藤危機管理課長補佐　基本的にまずは地権者、無償で借りているので、地権者の意見があれば撤去せざるを得ないのかなと思っております。設置については、近くに当然土地を無償で貸していただく了解と、あとは近くに防火水槽がなければ当然設置になるかなと思っています。

○山形委員　分かりました。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

○星副委員長　議事進行を委員長と代わります。

委員長。

○小島委員長　91ページの放射能対策費で、調査をするという話はお聞きしたけれども、この中で埋設箇所の補修はするということですけれども、埋設土壌の移設ということで書いてあるんですけれども、どこの土壌をどこに移設するのかということと、除染データ管理システムということで、その今除染データのほうですね、どんな今データが整備されていて、それをどのように保守しているのか、そんなところ２つでお伺いできればと思いますので、よろしくお願いします。

○星副委員長　課長補佐。

○斉藤危機管理課長補佐　まず移設の件なんですけれども、移設というのは個人の敷地内に入っておりまして、お客様がその土地をいじるのに、例えば塀とか何か立てるのに、ちょっと支障になってしまうんでというところで移設してくれという要

望があります。こちら要望を受けたら、まず国のほうへ申請をしまして、国の申請を得たら、基本的には同じ敷地内に移設という形になっております。当然民地もあるんですが、公共事業でも当たったり、公園のトイレ等が当たってしまうのもありますので、そういう公共事業でもし当たれば移設という形になっております。

あとデータの保守関係なんですけれども、当時除染したものの図面とか写真とかがエクセル状となっております。そちらの保守という形で、そこら辺が更新されればそちらも新しくしていただいたり、そういった形で保守を取っているというものでございます。

以上でございます。

○星副委員長　委員長。

○小島委員長　埋設の土壌の移設というのはそんなにあるものですか、それともそれほどほとんどないんですか。その実態はどうなっているかをお伺いしたいと思います。

○星副委員長　課長補佐。

○斉藤危機管理課長補佐　一応今年度は７件となりまして、昨年も６件ぐらいですかね。そんなところでございます。

○星副委員長　委員長。

○小島委員長　この埋設土壌のベクレル数とか、そういうものは経常的に測っているものなのか、それともそのまま最初に測ったままの状況なのか、そこら辺はどうなっているのかお伺いしたい。

○星副委員長　課長補佐。

○斉藤危機管理課長補佐　一応当然ながら定期的に測って計測しながら測っております。当時と比べてどれだけ、大体は下がっているのもありますので、上がっていることはほとんどないんですけれども、当時のデータを見比べて、ああ、下がっているねという形で移設という形にしております。

○星副委員長　委員長。

○小島委員長　かなりもう下がってきているんじゃないかと思うんですけれども、8,000ベクレル以下になると、放射性物質じゃなくて、普通の物として処理が可能になってくるんですけれども、8,000を切るようなこの排出土いいますかね、埋設土、そういうものがあるかどうかちょっとお伺いしたいんですけれども。

○星副委員長　課長補佐。

○斉藤危機管理課長補佐　これ、まず8,000以下が全てでございます。8,000以上は地下埋設、各家庭に埋設するものではありません。

○小島委員長　実際にそうするともっとかなり下がっているということでよろしいですか。

○星副委員長　課長補佐。

○斉藤危機管理課長補佐　うちの0.23シーベルトで一様に管理をしておりまして、当時のほうともともとそれより低いものでございますから、今、掘ってでも、測定しても若干下がっているというところでございますので、同じ数字のときもありますし、上がることはないんですけれども、下がっているのが大部分でございます。

○小島委員長　分かりました。

○星副委員長　いいですか。

議事進行を委員長と代わります。

○小島委員長　そのほか質疑ございませんか。

課長補佐。

○斉藤危機管理課長補佐　詰所の工事費、すみません、詳細な資料が出ましたので、ちょっと再度回答させていただいてよろしいでしょうか。

まず、３の７の設計の今後やる延べ床面積が63.76平米を新しくつける予定でございます。こちら島方のところなんですけれども、そこが建設工事が先ほどの約3,000万でなく4,000万でございます。電気工事がそちらですと約700万、管工事、

機械設備が800万でございます。その解体ですね、解体工事が600万弱でございます。

もう一つ、２の３、寺子の工事でございます。こちらは88平米の木造建てを予定しておりまして、こちら建築工事が約3,500万、続きまして、電気工事が500万、管工事、機械設備が800万でございます。寺子の解体が約500万でございます。こちらが今把握しているものでございます。

以上です。

○小島委員長　相馬委員、大丈夫ですか、それで。

○相馬委員　寺子のほうは平米数が大きいのに、島方よりも値段が安いんですけれども、何か理由があるんですか。木造と鉄筋コンクリート

〔「寺子だから工事しやすいんじゃないですか」と言う人あり〕

○斉藤危機管理課長補佐　これはちょっと確認します。

○小島委員長　じゃ、それについてはすぐに出ないでしょうから、後でまた。大丈夫です。

そのほか質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、質疑の途中ですけれども、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

危機管理課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩　午後　１時５７分

再開　午後　２時２１分

○小島委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎西那須野支所の審査

○小島委員長　ただいまから西那須野支所の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

西那須野支所については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第１９号の説明、質疑、討論、採決

○小島委員長　それでは、議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

所長。

○佐藤西那須野支所長　（議案第19号について説明。）

○小島委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員　すみません、127ページの上赤田の詰所の移設というふうになっているんですが、これで5,470万円というあれなんですが、曳舞じゃなくて新築ではならなかったんですか。

○小島委員長　支所長。

○佐藤西那須野支所長　こちら移転方法、まさに新築がいいか、曳舞がいいかということで、大田原土木事務所と協議をさせていただいた中で、土木が補償することができるのは曳舞だということになってしまって、曳舞を選ばざるを得ない状態です。

○相馬委員　でも、5,400万だったら、さっきの寺子と東那須野と比べたら、こっちのほうが高くて、2,400万補償してくれるんだったら、プラス2,000万ぐらいでそういう新しく建ったんじゃないかという。ごめんなさい。分かりました。民間だったら絶対うんと言わないんでしょうけれども、行政同士だからうんと言わざるを得ない。すみません、ありがとうございます。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

質疑ございませんか。

山形委員。

○山形委員　56ページの西那須野庁舎管理の中でウェブ会議ブースということで、今後も活用されるというようなことで、これ防災か何かでのウェブ会議なのかな。どういうふうなところでこのウェブ会議ブースを使うのか教えていただけますか。

○小島委員長　支所長。

○佐藤西那須野支所長　最近まさにウェブ会議、パソコンで通信してやっているんですが、最近は県庁に行っての会議とか、国へ行っての会議、または個人の研修というものが実際会場に行かないでウェブでやるというようなものが増えてきています。ですので、逆にウェブじゃないとやらない会議などもありますので、そういったときに広い会議室ではもうほかの予約でなかなか取れないということで、西那須野支所には１人用を２台、４人形を１台、３階の旧議場前に設置してございます。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　年間どれぐらいの会議の数が想定されて予算も組んでいると思うんですけれども、昨年度と比べてどうなのかなと、その辺の会議の回数ですか、それだけ活用されているというんでしたら、その会議の回数なども分かれば。

○小島委員長　支所長。

○佐藤西那須野支所長　そのウェブ会議室の利用状況の実際人が中に入っているパーセンテージというものがネット通知で自動で集計されて報告されております。平均値なんですが、今、手元には12月、１月、２月のデータですが、月別稼働率としては、12月が19.3％、１月が20.1％、２月が25.2％というようなことで、実際人が中に入ってやっている時間が、これが10時から18時までの間のデータなんですが、その程度で使われております。平均で一番多いときには日によって52％使っているような時期も、そういった日もございます。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　日によって50％というのは、その10時から18時の間に約半分は使っているというふうな理解でよろしいんですか。

○小島委員長　支所長。

○佐藤西那須野支所長　このデータは扉を開けて中に人がいる時間のデータです。

○山形委員　なるほど。分かりました。

○小島委員長　そのほか。

赤塚委員。

○赤塚委員　56ページの２款１項15目の西那須野庁舎公用車集中管理費で、先ほどの説明で車の台数を増やした理由についてお伺いします。

○小島委員長　支所長。

○佐藤西那須野支所長　公用車の稼働率というもの、要はいつからいつまで利用しますという予約を入れていただいてからその人が使うというようなことで、予約をしてからじゃないと公用車は使えないので、その予約時間で稼働率として、各課の車の稼働率を確認させていただいて、稼働率が低いもの、これは各課で管理して、その課の人しか使わないような車じゃなくて、集中管理にして、集中管理で稼働率を上げましょうと。そういった中で、もし稼働率が集中管理しても低いようであれば、結構車の老朽化もありますので、ある程度処分していって、実際に使う稼働率に合う台数にしていって支出を抑えるとか、そういったものを検討しております。

○小島委員長　赤塚委員。

○赤塚委員　結局車の台数が足らなかったという単純なことではないんですか。

○相馬委員　課で持っていたやつを集中管理に全部移動した。使わないのが多いですので。

○赤塚委員　じゃ、もともとあった車ということですね。

○相馬委員　別な課で管理しているやつ。

○赤塚委員　一括に。

○相馬委員　一括で集中。

○赤塚委員　理解しました。

○小島委員長　よろしいですか。

そのほかいかがですか。

山形委員。

○山形委員　また56ページで、老朽化で受変電設備というふうなことなんですけれども、これ、どんな設備なのかちょっと分からないんで、ちょっと教えていただけますか。

○小島委員長　支所長。

○佐藤西那須野支所長　一番のメインは、電線から私たちが維持管理する施設のところに一番最初に電気が入ってきた場所に設置してあるものです。これは高圧の電圧を施設で使うように電圧を下げるというような、そうですね、私どもの管理と東京電力の管理する区域境にある一番最初の施設が庁舎を建てたばかりのときからずっとそれを使っていますので、電気関係に関しては定期点検をやっておりますので、その点検の中で指摘をされまして、これがもし万が一故障すると、例えば外部に対して停電とか、そういった影響もあるということで、これは来年度やる必要があるということで計上させていただきました。

○山形委員　やらないと駄目だ。分かりました。

○小島委員長　大丈夫ですか。

そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

○小島委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

西那須野支所の所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩　午後　２時３７分

再開　午後　２時４３分

○小島委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎塩原支所の審査

○小島委員長　ただいまから塩原支所の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第２７号の説明、質疑、討論、採決

○小島委員長　それでは、議案第27号　財産を支払手段として使用することについてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

支所長。

○君島塩原支所長　（議案第27号について説明。）

○小島委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員　まず、その算定価格、246平米で算定価格の56万2,725円、もう一度これの算出の根拠を伺って、路線価なんでしょうか、それとも先ほど何か評価額がという話。

○小島委員長　支所長。

○君島塩原支所長　市街地、町場、路線価とかということになるかと思うんですけれども、こちらの固定資産税は近傍の評価ということで、固定資産税課のほうから情報をいただいております。ですから、ある意味この辺の周辺の中で評価ポイントを決めて、それから各土地のほうの評価というのをしているような流れになっている。そこは相馬委員御存じかと思うんですけれども、そういった形で近傍の評価ということでいただいたものが56万2,725円となっています。

こちらにつきましては、説明の中で申しましたように、塩原カントリークラブの南側にある分譲地の中ということですので、分譲地の中の土地ということでの課税、ですから、宅地とかという形ではなくて、雑種地課税ということで評価をしているものです。参考までに平米当たりですと2,288円というような金額、それを平面積等で掛けますと56万2,725円という額になってくるのかと思います。そのような考え方で算定をさせていただいております。

○相馬委員　はい、分かりました。

○小島委員長　そのほか質疑ございませんか。

山形委員。

○山形委員　そのまま言うと、22万1,100円を56万2,000円ということで、この差額がありますよね。その差額に対しては市のほうがしようがないなというふうな形で、その34万、なかなかちょっと納得いかない。こういうふうに金額が出ていると、その34万の捉え方ってどういうふうに解釈すればいいですか。

○小島委員長　支所長。

○君島塩原支所長　先ほど説明の中にも話はしているんですが、まさに山形委員がおっしゃるように、固定資産税の評価での近傍というと算定額56万何がしになるんですけれども、それを実際に向こうから請求していただいたのが22万何がしということで、差が確かにあるんですけれども、説明の中で申しましたように、今現在利用してない土地であるということ、もう一つは、これを持っていることによって共益管理費がもう毎年発生するというところがあるのかなと。

それと、もう一つは、別荘分譲に近いかと思うんですけれども、それでこういった共益管理費も市が持たなくて、個人の方が持つのもそれにかかってきますので、そういった状況で繰り返しになりますけれども、本来ですと公募とかというような形で募集をかけて売り払って、その収入によって22万を払うというのが一般的な流れかと思うんですけれども、なかなかそういった形の流れが出づらいのかなというところを考えまして、今回、ある意味10年持つと年間３万9,600円の共益管理費になるんですけれども、そうすると10年後、40万近くなるということで、なかなか売りづらい状況もあるのかなというところを全体的に考えまして、このような形で今回は全くお財布からお金が出るような形になりませんので、土地をもって清算するのが一番ベターなのかということで考えて、このような形を取らせていただければと思います。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　この未払い共益管理費は、これ何年で、いつからいつまででというのは期間とか分かるんですか。

○小島委員長　支所長。

○君島塩原支所長　今回相手方から支払いをしてくださいと言われましたのは、過去５年間ですね。ですから、３万9,600円の５年分。そうですね。まさに相馬委員おっしゃったような。

それから、もう一つ、22万1,100円はここ直近の５年間、それから、間もなく今年度が終わるかと思うんですけれども、今年度につきましては７か月間分、月額にしますと3,300円なんですけれども、というような関係でそれのトータルが22万1,100円ということになってございます。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　そもそもこれを払わなきゃならないのをもうずっと払わなかったという、こっちがそうなんですよね。市のほうがね。そういうことの理解でいいんでしょうか。

〔「請求がなかった」と言う人あり〕

○小島委員長　支所長。

○君島塩原支所長　繰り返しになりますけれども、この共益管理費の契約等がなくても支払ってくださいよという、ある意味管理会社のほうが最高裁まで手続を踏んで判決をいただいているということですので、区画自体が1,000区画ぐらいあるみたいなんですね、分譲地として。ですから、契約を結んで共益管理費を払っている方もいるかと思います。逆に言うと最高裁までいくということは、払ってない方もいると。ですから、市のほうも大変言い方悪いかもしれませんけれども、その共益

管理費自体を周りに払わなきゃならないというのはある意味その分はなかったということになります。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　来たということで、それちょっと分からないんですが、市との契約みたいのも何もないところにいきなり請求書がぽんと来たという理解でよろしいですか。

○小島委員長　支所長。

○君島塩原支所長　山形委員おっしゃいますように、うちのほうに来たのが令和７年の９月１日付で、管理会社のほうから支払いのほうをお願いしますよ。それから、今後の共益管理費、今後もありますので、その契約のほうをお願いしますというような形での内容の通知のほうが来たということになります。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　その辺のことについて、市にいる担当の顧問弁護士とかには相談はされた。

○小島委員長　支所長。

○君島塩原支所長　弁護士までのほうは相談はしてないんですけれども、そういった最高裁まで判決を得ているというような情報も含めまして、総務課のほうの行政担当のほうに確認、相談をしまして、それでここまで出る内容ですので、支払いの義務は当然にあるだろうということの中で、今回議案として提出させていただいたような形で進めるのが一番最適ではないかということで、このような形で手続を進めているような状況です。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　そうすると、今聞いただけで同じような件があったとき、再発防止策なんていうのももう何もないというふうな、例えば同じようなケースでまた違うところの別荘地で実は、その辺の市の市有地、塩原支所だけでもちゃんと把握できてないと、また同じようなケースが出てくるんじゃないのかなと思うんですけれども、その辺については……ちょっと変わってきちゃうな。大丈夫です。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　これ最終的にこの五大観光株式会社は物納で了解してもらえるというあれはあるんですかね。

○小島委員長　支所長。

○君島塩原支所長　その辺につきましては、特に連絡で支払いをしてくださいというふうに向こうからボールが投げかけたり、それに対しては当然うちのほうも反応を示さないとならないということの中で、相手方とは当然にキャッチボールをしまして、その中で一応このような形の手続で進めていくことに対しては了承といいますか、了解は得ているような形でございます。

○小島委員長　星副委員長。

○星副委員長　すみません、さっきもう一回ちょっと整理したいんですけれども、令和７年６月30日に最高裁判所の判決があったということですよね。管理会社から請求が来たのが同じ年の９月１日、その前には管理会社からは何の連絡もなく、勝手に要は市とは別に何の話もなく最初に裁判所にぽんと持っていったということですよね。６月30日に……

○小島委員長　支所長。

○君島塩原支所長　あの分譲中の中で市のこの土地に対してではなくて、当然別の、例えばすみませんけれども、星さんという方がそこに土地を持っている方がいて、その方が言い方ですけれども、共益管理費のほうを支払っていない。

○大野委員　たまたまうちが持っていたんでしょう。

○君島塩原支所長　その中でそういった手続された中で最高裁までいって、ある意味管理会社として

は整理をしたと。そうすると、そういった払ってないところが多分たくさんあるんだと思うんですけれども、その中のうちの一つが市が持っているこの土地だったということで、今回、星副委員長が言いましたように、うちのほうは６月30日に出た最高裁の判決、その後の９月１日付で通知をいただいて、このような形で手続のほうを今現在進めているというような流れでございます。

○小島委員長　星副委員長。

○星副委員長　分かりました。

それで、全協の資料の中では、取得時からの累積管理共益費相当額が94万3,800円と書いてあるんですけれども、これは別に本当はもらいたいんだけれども、もうここはいいよと。これだけもう平成、もう時効だからというところで過去５年間でいいよという感じにしたということ。

○小島委員長　時効ですね。

○星副委員長　時効になったということ。

○小島委員長　支所長。

○君島塩原支所長　委員長がおっしゃいますように、時効、民法による時効というのがありまして、遡りは５年が最大ですよということで、こちらの土地は平成14年に個人の方の寄附を受けてますものですから、かれこれ20年になりますので、ですから、最初から払っていてもそれだけの共益管理費支払いをしていたということなんだと思うんですけれども。

○小島委員長　齋藤委員。

○齋藤委員　今の説明で、こういう物納で対応しているというのはよく分かりました。本来であれば１回ぐらい、多分ないでしょうけれども、公募でもかけて、９月１日であったんなら、ちょっと１回ぐらいかけて駄目だったら物納に移ってほしかったなというのは思いなんです。

もう１点は、平成14年に町のほうに譲渡してくれた方に連絡って一応やっぱり入れたほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、その方って生存しているんですか。一応、寄附を受けた、それってやっぱり市のほうから一言あったほうが、本人も忘れているかもしれないし、その家族もそういう関係ではないのかも分からないけれども、一応分かれば、何かせっかく寄贈したのに勝手になくなっているよというのも何か変だなと。現物だからいいのかもしれないし、これ料金的に発生すると余計おかしなことになるのかなというふうに思うので、一応連絡ぐらい俺は入れてあげたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですが。

○小島委員長　支所長。

○君島塩原支所長　ありがとうございます。

うちの前の所有者の方がその土地を求めたのが昭和48年の頃みたいになっているんです。ですから、状況がどうかとやっぱりあるんですけれども、齋藤委員がおっしゃっていただいたことにつきましてはいただきまして、ちょっとどうするかは考えてまいりたいなとは思います。ありがとうございます。

○小島委員長　そのほか質疑いかがですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　いいですか。

〔「はい、いいです」と言う人あり〕

○小島委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第27号　財産を支払手段として使用することについては、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第27号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第１９号の説明、質疑、討論、採決

○小島委員長　それでは、議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

支所長。

○君島塩原支所長　（議案第19号について説明。）

○小島委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

山形委員。

○山形委員　128ページの消防団施設・設備管理費の中で廃棄物処理というのがあるんですけれども、その内容を教えていただけますか。

○小島委員長　支所長。

○君島塩原支所長　この廃棄物処理ということなんですけれども、こちらは年度末に基本的には行っているんですけれども、消防団の方が活動していただく中で、例えば防火着と言うんですか、を出したりとか、ホースとか、それからあと、ヘルメットみたいなものですかね、そういったものを古くなって使えなくなったり、そういったのをまとめて回収して、それを処分するという流れのものでございます。

○山形委員　はい、分かりました。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　その上に車検とあるんですけれども、この車検の車はどこの車を指しているんですか。

○小島委員長　支所長。

○君島塩原支所長　例えばうちのやつとか、そういった……

○山形委員　消防団施設で設備管理費の中で車検と書いてあるんで、９万4,000円ですけれども、この車検ってどの車の車検になるのかなということです。すみません。団本部の、違うか。

○君島塩原支所長　団本部ではなくて、塩原支団の中で当然に17部ありますので、その中の車について当然車検をする時期がありますので、今ちょっと……

〔「車検の手数料」と言う人あり〕

○山形委員　車検ですよね。

〔「車検の手数料」と言う人あり〕

○山形委員　手数料９万4,000円。

〔「重量税は重量税だね」と言う人あり〕

○山形委員　重量税は重量税なんで、手数料。

○小島委員長　主幹。

○大島塩原支所主幹　こちらにつきましては、塩原支団は17台の消防車を所有しておりまして、２年に１回車検を受けることになっておりますので、

来年度につきまして約半分以下、７台が該当となって、その車検費用になります。それで手数料とか公課、重量税とか、その分を計上してございます。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

相馬委員。

○相馬委員　127ページの消防団活動費（塩原支所分）の1003事業の補助金の中の一番下、塩原女性防火クラブ育成ということで10万円、現状この塩原地区の女性防火クラブの現状と、これを育成するための補助金の使われ方を伺ってもよろしいでしょうか。

○小島委員長　主幹。

○大島塩原支所主幹　女性防火クラブ育成補助金でございますが、こちらの具体的な活動の内容としましては、女性防火クラブ総会、役員会の開催、あとはイベントにおける炊き出し訓練とか、消火競技会出場、あとは先進地研修視察とか、あとは秋季、春季火災予防週間運動の推進協力という形で担っていただいております。

○相馬委員　ありがとうございます。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　恐らく西那須野地区と同様であれば、各支部があるんだと思うんですけれども、その支部の参加状況というのは、これは自治会なのか何か分からないんですけれども、コミュニティなのか何か分からないんですけれども、その女性防火クラブは全地区加入はしていて、当然地区の対象は女性防火クラブですから、女性全員ということになるはずなので、どの程度の加入があるのか。

○小島委員長　主幹。

○大島塩原支所主幹　こちらの塩原女性防火クラブの構成なんですが、塩原地域にお住まいの女性の方が加入いただくということで、一応構成人数としましては3,251名加入いただいているということです。

○相馬委員　分かりました。恐らく管理が消防署だから分からないかもしれないですね。分かりました。すみません、ありがとうございます。

○小島委員長　そのほか。

赤塚委員。

○赤塚委員　57ページの２款１項16目の3001事業の火災報知機設備受信機バッテリー交換16万というのは、これは１台の値段ですか、バッテリーは。

○小島委員長　主幹。

○大島塩原支所主幹　こちらは自動火災報知設備、上についていて、ジャーと鳴るやつなんですが、こちらが５年経過しまして、バッテリー交換の時期になっておりますので、個数分バッテリーを交換してという形になります。

○赤塚委員　はい、了解しました。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結

し、これより採決いたします。

議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

塩原支所の所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩　午後　３時１５分

再開　午後　３時３４分

○小島委員長　それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎その他

○小島委員長　本日の審査事項は全て終了となりました。

委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○小島委員長　事務局から何かございますか。

事務局。

○石田書記　（事務連絡。）

―――――――――――◇―――――――――――

◎散会の宣告

○小島委員長　それでは、以上で本日の委員会を散会とします。

お疲れさまでした。

散会　午後　３時３５分

総務企画常任委員会及び予算常任委員会（第一分科会）

令和８年３月９日（月曜日）午前１０時００分開会

出席委員（８名）

委員長	小島耕一	副委員長	星　宏子
委員	赤塚茂昭	委員	矢島秀浩
委員	山形紀弘	委員	相馬　剛
委員	大野恭男	委員	齋藤寿一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

会計管理者兼会計課長	五十嵐岳夫	会計課長補佐兼歳入係長	関根達弥
歳出係長	平城靖啓	議会事務局長	平井克巳
議事課長	岩波ひろみ	議事課長補佐兼庶務係長	小髙久美
議事調査係長	長岡栄治	選挙管理委員会事務局長	亀田康博
選挙管理委員会事務局長補佐	杉本　功	選挙係長	本澤英紀
監査委員事務局長	亀田康博	監査委員事務局長補佐兼監査係長	杉本　功
監査委員事務局副主幹	本澤英紀	固定資産評価審査委員会書記	亀田康博
固定資産評価審査委員会書記	杉本　功	固定資産評価審査委員会書記	本澤英紀
公平委員会書記長	亀田康博	公平委員会書記	杉本　功
公平委員会書記	本澤英紀		

出席議会事務局職員

書記	石田篤志

議事日程

１．開　会

２．委員長挨拶

３．審査事項

〔会計課〕

・会計管理者挨拶

予算常任委員会（第一分科会）

・議案第１９号　令和８年度那須塩原市一般会計予算

〔選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・固定資産評価審査委員会・公平委員会〕

・選挙管理委員会事務局長挨拶

予算常任委員会（第一分科会）

・議案第１９号　令和８年度那須塩原市一般会計予算

〔議会事務局〕

・議会事務局長挨拶

予算常任委員会（第一分科会）

・議案第１９号　令和８年度那須塩原市一般会計予算

４．その他

５．閉　会

開会　午前１０時００分

◎開会及び開議の宣告

○小島委員長　皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き３月定例会議の総務企画常任委員会及び予算常任委員会（第一分科会）を再開いたします。

座って進めさせていただきます。

ただいまの出席委員は８名です。

それでは、次第により本日の審査に入ります。

―――――――――――◇―――――――――――

◎会計課の審査

○小島委員長　これより会計課の審査に入ります。

初めに、会計管理者から御挨拶をお願いします。

○五十嵐会計管理者　（挨拶。）

○小島委員長　ありがとうございました。

会計課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替え審査を行います。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第１９号の説明、質疑、議員間討議、討論、採決

○小島委員長　それでは、議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

会計管理者。

○五十嵐会計管理者　（議案第19号について説明。）

○小島委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

山形委員。

○山形委員　もう一回聞かせていただきたいんですけれども、ｅＬ－ＱＲコード、手数料を取らないということで、もう一回すみません、分かりやすく説明していただけますか。

○小島委員長　会計管理者兼課長。

○五十嵐会計管理者兼会計課長　地方税共同機構というのが国の外郭団体として設けられていまして、そこに各自治体参加しているわけなんですが、そこが中心となって進めているＱＲコードでありまして、今は税のほうにＱＲコードが入っているんですが、固定資産税と軽自動車税が当初入りまして、遅れて市民税が入ったわけなんですけれども、それらについてはもう全国統一のＱＲコードということで、指定金融機関ではＱＲコードがつくことによって処理が非常に楽になると。金融機関のほうでもその処理のためのシステムを全国的に全ての銀行入れていますので、機械的に処理ができるので、手数料は無料ということで、ただ、地方税共同機構のほうに逆に今度は手数料を払うんですけれども、それでも窓口手数料、足利銀行や指定代理に払うよりは安い金額で済んでいるというもので、総務省のほうでは税以外にもＱＲコードをつけるようにということで推進されているものでございます。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　今、固定資産税と軽自動車税と市民税ということで、後々そのＱＲコードは拡充していくのかなと、その辺は。

○小島委員長　会計管理者兼課長。

○五十嵐会計管理者兼会計課長　先ほども申し上げましたように国のほうが進めておりますので、残っているのが税でいきますと国民健康保険税、できれば会計課としてもこちらにＱＲコードを入れてほしいということで、収税課、あるいは課税課と協議をしているところです。

○小島委員長　そのほかいかがですか。ないですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○小島委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

会計課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩　午前１０時０８分

再開　午前１０時１８分

○小島委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局の審査

○小島委員長　これより選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・固定資産評価審査委員会・公平委員会の審査に入ります。

初めに、局長から御挨拶をお願いします。

事務局長。

○亀田選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長　（挨拶。）

○小島委員長　ありがとうございました。

選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・固定資産評価審査委員会・公平委員会については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替え審査を行います。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第１９号の説明、質疑、議員間討議、討論、採決

○小島委員長　それでは、議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

事務局長。

○亀田選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長　（議案第19号について説明。）

○小島委員長　執行部から御説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

○山形委員　63ページの中段にあります役務費の中の手数料、自動分類機・投票用紙計数機、自動交

付機等点検というふうなことですが、それぞれどんな機械なんだか、ざっとは大体分かるんですけれども、詳しく説明していただけますか。

○小島委員長　係長。

○本澤選挙係長　まず自動交付機につきましては、投票所のほうで投票用紙をセットしまして、男女のボタンがありまして、それを押すと投票用紙がこう、ぴーっと出てくるような仕組みでありまして、それを押すと男女それぞれの人数がカウントされるという、そんな機械でございます。

それから、投票用紙の計数機なんですけれども、こちら主に開票所のほうで使うような機械になっておりまして、100枚ごとに投票用紙を入れるとカウントして、その100枚のカウントを行う、チェックを行うような機械となってございます。

それから、自書式投票用紙読取機というものがございまして、こちらも開票所で使うものですけれども、投票用紙を入れると、例えば誰のところに何票入ったという、書いてあるものを識別して、それをカウントしてくれるような機械、大きい機械がありまして、それは毎回、立候補者の名前をその機械のほうに登録してセットしまして、それをカウントしているものと、そんな機械です。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　分かりました。ありがとうございます。

その各台数は何台ぐらいあるんですか。

○小島委員長　係長。

○本澤選挙係長　まず、自動読取機なんですけれども、一番大きいものです。それについては３台用意をしてございます。

それから、自動交付機のほうは66台、計数機につきましては22台所有しています。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　計数が分かりました。

そういった中で、今回、備品購入費を、自動交付機を買う、この予算立てているんですけれども、今聞いたら66台もあるのにもかかわらず、備品、自動交付機を買う理由と、何台ぐらい買うのかなと、それを聞かせてください。

○小島委員長　係長。

○本澤選挙係長　自動交付機６台、今回計上させていただいているんですけれども、こちらについては10年以上前に購入したものになっていまして、メーカーのほうから一昨年前ぐらい保守のほうはもう既に切れていて、部品交換対応はできないと。点検して使えるかどうか、あとはちょっとした消耗品の交換というのはやっていただけるようにはなっているんですが、ちょっと大本の大きな部品とか、そういった交換対応はできないということで、今、だましだまし使っているというか、今何とか使えているのでなんですけれども、少しずつ、６台ずつでも、国政選挙の場合は９分の４、交付金が頂けますので、そういったところで順次、入替えをしていきたいということで計上させていただくものでございます。

○小島委員長　山形委員。

○山形委員　６台購入するということで、１台どれぐらい、耐用年数ですか、もつのかなと。その辺は教えていただけますか。

○小島委員長　副主幹。

○本澤選挙係長　現在のものが20年ぐらい普通に使えておりますので、それぐらいは普通にもつのかなと。

○山形委員　分かりました。

○小島委員長　そのほか。いかがですか。

星副委員長。

○星副委員長　63ページの同じところかな、栃木県議会議員選挙費1001事業と、あと那須塩原市長選挙、同じ項目、報償金でポスター掲示場設置協力等謝礼５万5,000円とあるんですが、これの詳細

を教えてください。

○小島委員長　事務局長。

○亀田選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長　こちらは民地にこのポスターの掲示板を設置する場合、謝礼としまして500円の図書カードを薄礼としてお渡しする経費で、500円掛ける110か所で５万5,000円でございます。

○小島委員長　副委員長。

○星副委員長　分かりました。ありがとうございます。

あと、この上、４項２目の選挙啓発費1001事業で、報償金、謝礼で、若い世代による選挙啓発ワークショップとあるんですが、このワークショップの詳細をお伺いします。

○小島委員長　係長。

○本澤選挙係長　こちらにつきましては、主に高校生とか大学生、また、社会人の方でも若い方、20代、30代ぐらいの方を中心にしまして、選挙管理委員会の委員と意見交換をしていただいて、例えば、その年々にテーマを決めてはいるんですけれども、どういった形で若者が選挙に来ていただけるかなとか、そういった意見をいただいて、情報収集したりとか意見交換をさせていただけるような、そんなものになっております。

今年度につきましては、ちょっと衆院選が入ってしまいまして実施できなかったんですけれども、来年度は引き続き実施していきたいなと、このように考えております。

○小島委員長　星副委員長。

○星副委員長　若い方への呼びかけは、みるメールか何かで呼びかけているんですか。それとも知り合いに声をかけてきてもらっているみたいな、公募、応募の仕方はどのようにされているのか。

○小島委員長　係長。

○本澤選挙係長　応募の仕方、市のホームページですとか、みるメールも当然そうなんですけれども、あとは若者の方に投票立会人をしていただいている方がいるので、その方に直接連絡をとってとか、あとは大学ですとか高校にチラシをまかせていただいたりとか、そういったところで募集をかけています。

○小島委員長　星副委員長。

○星副委員長　参加人数は毎年大体決まったぐらいの人数でやっているんですか。

○小島委員長　係長。

○本澤選挙係長　一応、定員的には10名分の謝礼というか報酬を用意していますので、10名定員で募集はしておりまして、令和４年度と令和５年度に２回実施しておりまして、ちょっと当日、突然キャンセルとかもありまして、本当は参加人数というか、応募はもっとあるんですけれども、令和４年度は６人、令和５年度は３名の参加がありました。

○小島委員長　星副委員長。

○星副委員長　じゃこのワークショップで出た意見とか、これって若い人に絞っているのは、多分、若い方にも投票してもらいたいという、そこの投票率向上に向けてのワークショップに当然なるんだとは思うんですけれども、令和４年、令和５年度にやったワークショップで出た意見などで生かされた部分とかは何か、意見いただいたのにね、いただきっ放しでちょっと何もできていないんではあれなんで。できた部分とかというのは何かあるんですか、取り入れたこととか、反映された部分はありますか。

○小島委員長　係長。

○本澤選挙係長　いろいろな意見が出ていまして、例えばネットで投票できたらいいんじゃないかとか、そういった意見をいろいろいただくんですけれども、そういったところの法律上ですね、投票

所に行って投票しないとならないとか、そういった制約があるものについてはなかなか難しいところもあるんですけれども、ただ、啓発のときにＱＲコードをチラシとかに貼っていただけると、今の若い人というのはＱＲコードできるので、いいんじゃないですかというような意見をいただいたのもありまして、それはすぐ取り入れられるなというところで、令和６年度以降の選挙につきましては、それが５年度に出たもんですから、すぐ取り入れて、チラシ等々、そういったものにはＱＲコードでホームページの詳細ページに飛べるように、そんな形で取り入れさせていただいたところでございます。

以上です。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

齋藤委員。

○齋藤委員　今、星委員が質疑した項目と一緒なんですが、印刷製本費の選挙啓発用ぬりえという配布先というのはどの辺なんですか。

○小島委員長　係長。

○本澤選挙係長　これにつきましては、選挙の近くなった、二、三か月前ぐらいになりましたら、若者ということで、保育園とか幼稚園とか、認定こども園ですね。そういったところのお子さんの親御さん、若い世代というところがありますので、若い世代の対象ということで、そういったお父さん、お母さんを対象としまして、後ろはその執行選挙のチラシになっておりまして、表側が塗り絵になっているんです。それの塗り絵を保育施設に依頼して配っていただいて、塗り絵を描いてお父さん、お母さんに渡していただいて、裏面がチラシになっていますので、そういったところでお父さん、お母さんを対象に選挙啓発をしたいなというところでやらせていただいているものです。

○小島委員長　齋藤委員。

○齋藤委員　そうすると、予算上、全認定こども園とか保育園、幼稚園にお配りしているということ、それとも、年度で分けているということですか。この予算で、投票用紙の予算も入って11万7,000円なんで、全部網羅できているんですか、一度に。

○小島委員長　係長。

○本澤選挙係長　今回でいうとそうですね、市長選と県議選の分の予算計上……。

○齋藤委員　いや、配布先は全幼稚園、保育園、認定こども園に配布できているということでよろしいんですか。

○本澤選挙係長　そうです、おっしゃるとおりです。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

相馬委員。

○相馬委員　すみません、１点だけ伺ってよろしいですか。

58ページ、57からになるんですが、公平委員会運営費の中の一番下、負担金で、栃木県公平委員会連合会管外研究会というものがあるんですけれども、これはどういう会なんですかね。

○小島委員長　副主幹。

○本澤監査委員事務局副主幹　管外研究会につきましては、栃木県で組織している公平委員会の連合会がありまして、県内では情報共有ができるというところがあるんですけれども、県外の公平委員会ですとか人事委員会、そういったところに研修に行かせていただいて、事例について勉強させていただくような研究会になります。

○小島委員長　相馬委員。

○相馬委員　そうすると、単なる負担金として出しているわけではなくて、那須塩原市の公平委員会の方がそこで研修を受けるための何か、そういったことをやるということですか。

○本澤監査委員事務局副主幹　そうです。

あとは、場所によってはかなり遠くに行ったり

とかということもありますので、その場合、宿泊費用とかそういったものも含めた形の　　。

○相馬委員　これ全部、そういったものも含めて５万6,000円なんですか。

○本澤監査委員事務局副主幹　内訳で申し上げますと、１人１万4,000円で、掛ける事務局が１名と委員さん３名分の４人分ということで５万6,000円というものの内訳になっております。

○相馬委員　なるほど。分かりました。

全部負担金の計上でいいんですか、監査やっているんじゃない。

○小島委員長　事務局長。

○亀田選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長　県内25市町で、県に負担金として納めて、それから県のほうで支払いをする形になるかと　　。

○相馬委員　負担金でいいということですね。

○亀田選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長　そうです。

○相馬委員　分かりました。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　それでは、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・固定資産評価審査委員会・公平委員会所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩　午前１０時４１分

再開　午前１１時０１分

○小島委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議会事務局の審査

○小島委員長　これより議会事務局の審査に入ります。

初めに、議会事務局長から御挨拶をお願いいたします。

局長。

○平井議会事務局長　（挨拶。）

○小島委員長　ありがとうございました。

議会事務局については、総務企画常任委員会に

対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替え審査を行います。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第１９号の説明、質疑、議員間討議、討論、採決

○小島委員長　それでは、議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○岩波議事課長　（議案第19号について説明。）

○小島委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

星副委員長。

○星副委員長　34ページの需用費の食糧費４万9,000円なんですけれども、これについて伺います。何でしたっけ。

○小島委員長　課長。

○岩波議事課長　食糧費の４万9,000円の内訳なんですけれども、行政視察を受け入れた際のお茶ですとか、あとは特産品の牛乳を使って、牛乳で乾杯なんかもやるので、その牛乳の購入料、あとは議会報告会のときの参加者への飲物代と、あとお茶菓子のセットなどを合計で４万9,000円ほど計上しております。

○星副委員長　ありがとうございます。

○小島委員長　そのほかございますか。

相馬委員。

○相馬委員　歳入のタブレットの通信料なんですけれども、例年あまり変わらないということで計上されてはいるんですけれども、これ実質どうなのかというのは何かで取れるんですかね。実際にはこれ取れているんですか。

○小島委員長　係長。

○長岡議事調査係長　こちらタブレットの通信料ということで、月当たり1,238ということで、こちらは通信料の中の45％、こちら導入時点で御議論いただいて決めていただいた数字かと思いますけれども、それを御負担いただいて、それを入れていただく。

こちらの通信料の考え方なんですけれども、毎月２ギガのタブレットの通信回線で使うときに使える２ギガということになっておりまして、使用料なんかも、事務局のほうでは捉えているところです。

実際は、やはりアッパーまで使われる方もいらっしゃるし、使っていない方もいらっしゃるというところで、ただ、これも定額の形なので、使っていらっしゃる方もいることを考えると、ここから下げるというのもなかなか難しいのかなと思っておるところです。

以上です。

○相馬委員　分かりました。

○小島委員長　そのほかいかがですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　質疑の途中ですけれども、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小島委員長　ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第19号　令和８年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小島委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議会事務局の所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩　午前１１時１４分

再開　午前１１時３０分

○小島委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎その他

○小島委員長　それでは、次第４、その他に入ります。

委員の皆さんからは何かございますか。

〔発言する人なし〕

○小島委員長　事務局から何かありますか。

事務局。

○石田書記　（事務連絡。）

○小島委員長　それでは、第４のその他を終了します。

―――――――――――◇―――――――――――

◎閉会の宣告

○小島委員長　以上で今定例会議における委員会の審査事項は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、御一任くださるようお願いいたします。

これをもちまして、総務企画常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会　午前１１時４６分